

# 那 霸 市 公 報

**第 1 4 3 2 号**

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 条 例

那 霸 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 税 制 課 ) .....	31
那 霸 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 国 民 健 康 保 険 課 ) .....	40
那 霸 市 消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 消 防 本 部 総 務 課 ) .....	43

### 告 示

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て ( 総 務 課 ) .....	44
個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て ( 総 務 課 ) .....	44
平 成 18 年 度 一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画 に つ い て ( 環 境 政 策 課 ) .....	44
那 霸 市 役 所 本 庁 舎 駐 車 場 使 用 料 の 徴 収 事 務 委 託 に つ い て ( 管 財 課 ) .....	52
那 霸 市 営 住 宅 使 用 料 等 徴 収 業 務 委 託 に つ い て ( 市 営 住 宅 室 ) .....	52
那 霸 市 営 住 宅 使 用 料 等 集 金 代 行 業 務 委 託 に つ い て ( 市 営 住 宅 室 ) .....	53
平 成 18 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 予 算 ( 財 政 課 ) .....	54
平 成 18 年 度 那 霸 市 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 予 算 ( 区 画 整 理 課 ) .....	61
平 成 18 年 度 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算 ( 国 民 健 康 保 険 課 ) .....	64
平 成 18 年 度 那 霸 市 市 街 地 再 開 発 事 業 特 別 会 計 予 算 ( 市 街 地 整 備 課 ) .....	67
平 成 18 年 度 那 霸 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算 ( ち ゃ ゃ ん じ ゅ う 課 ) .....	69

### 公 告

建 築 基 準 法 に よ る 命 令 の 公 告 ( 建 築 指 導 課 ) .....	71
---	----

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の道路の指定及び変更について (建築指導課)	71
那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)	72
那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)	73
那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)	73
那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)	74
那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について (道路建設課)	75

## 上下水道局規程

那覇市上下水道局分課規程等の一部を改正する規程	75
那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の一部を改正する規程	78

## 上下水道局告示

公共下水道の供用開始について	79
那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	92
平成 18 年度那覇市水道事業会計予算	93
平成 18 年度那覇市下水道事業会計予算	95

## 上下水道局公告

那覇広域都市計画下水道事業 (那覇市公共下水道) の事業計画変更認可に係る縦覧について	97
---	----

## 病院管理規程

那覇市立病院公印規程の一部を改正する規程	98
----------------------	----

## 病院告示

那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について……………	98
那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について……………	99

## 教育委員会規則

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則……………	99
那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………	102
臨時教育職員に関する規則の一部を改正する規則……………	104
那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則……………	105

## 教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………	106
那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	106

## 選挙管理委員会告示

選挙人名簿登録の抹消について……………	107
那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について……………	108

## 公平委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	108
-------------------------------	-----

## 福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令……………	109
-------------------------------	-----

**条 例**

**那覇市条例第27号**

平成18年 3月31日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「19万8,000円」を「18万9,000円」に改める。

第31条第2項中「本節」を「この節」に改め、同項の表第1号中「資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額)」を「資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第2号から第8号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第61条第9項中「本条」を「この条」に改め、「第1項から第6項まで」の次に「及び法第349条の3第11項」を加え、同条第10項中「本項」を「この項」に改め、「前項」の次に「並びに法第349条の3第11項」を加える。

付則第1条の4第1項中「35万円を」を「32万円を」に改める。

付則第6条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第16条第7項」を「附則第16条第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第16条第8項」を「附則第16条第7項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用

- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

付則第6条の3第1項中「(法附則第16条第6項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第3項に規定する書類を含む。)」を削り、同項第3号中「、第5項又は第6項」を「又は第5項」に改める。

付則第7条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「附則第18条第2項」を「附則第18条第7項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「附則第17条第6号イ」を「附則第17条第8号イ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 住宅用地 法附則第17条第3号

- (4) 商業地等 法附則第17条第4号

付則第7条の2の見出しを「(平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成16年度分又は平成17年度分」を「平成19年度分又は平成20年度分」に改め、同条第2項中「平成16年度適用土地又は平成16年度類似適用土地」を「平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改める。

付則第8条の前の見出しを削り、同条及び付則第8条の2を次のように改める。

(宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固

定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「住宅用地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

#### 第8条の2 削除

付則第8条の3中「平成12年法律第4号)附則第10条第1項」を「平成18年法律第7号)附則第15条第1項」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改める。

付則第9条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「固定資産税の課税標準額」の次に「(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)」を加える。

付則第9条の3を次のように改める。

#### 第9条の3 削除

付則第10条中「、第8条の2」を削る。

付則第11条の2第1項中「付則第8条第1項」の次に「から第6項まで」を加え、「平

成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第1号中「法附則第20条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第31条の3第4項」を「附則第31条の3第3項」に、「第1項又は第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第14条の9の次に次の1条を加える。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の10 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の7、第34条の8第1項及び付則第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金

額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第15条第4項の規定の適用については、同項中「除く。)の額」とあるのは、「除く。)の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5(平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2)を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2)の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
  - (2) 第34条の7、第34条の8第1項及び付則第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第14条の10第4項」とする。
  - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
  - (4) 付則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
  - (5) 付則第15条第4項の規定の適用については、同項中「除く。)の額」とあるのは、「除く。)の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律

第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の那覇市税条例(以下「改正後の条例」という。)第24条第2項及び付則第1条の4第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成18年度分の個人の市民税に限り、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の那覇市税条例(以下「改正前の条例」という。)第24条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の改正前の条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の改正後の条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。

3 改正後の条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めのある場合を除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間に新築された改正前の条例付則第

6条の2第3項に規定する貸家住宅については、平成19年度分の固定資産税に限り、  
なお従前の例による。

---

**那覇市条例第28号**

平成18年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「公的年金等に係る所得について同条第4項」を「公的年金等に係る所得(次項及び付則第4項において「公的年金等所得」という。)について同条第4項に改め、「限る」の次に「。次項及び付則第4項において「特定公的年金等控除額」という」を加え、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

付則中第10項を第12項とし、第3項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

(平成18年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例)

- 3 平成18年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上であるものに係るものに限る。次項において「旧法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第14条第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成18年度における保険税に係る所得割額の算定の特例)

- 4 平成18年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第3条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金

額から13万円を控除した金額によるものとする。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

付則に次の2項を加える。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に

規定する条約適用配当等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

---

**那覇市条例第29号**

平成18年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員等公務災害補償条例(昭和51年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,000円」を「8,800円」に改め、同条第3項中「450円」を「433円」に改める。

第9条の2第2項第1号中「10万4,970円」を「10万4,590円」に改め、同項第2号中「5万6,950円」を「5万6,710円」に改め、同項第3号中「5万2,490円」を「5万2,300円」に改め、同項第4号中「2万8,480円」を「2万8,360円」に改める。

別表第1団長及び副団長の項中「12,470」を「12,400」に、「13,340」を「13,300」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,740」を「10,600」に、「11,600」を「11,500」に、「12,470」を「12,400」に改め、同表団員の項中「9,000」を「8,800」に、「9,870」を「9,700」に、「10,740」を「10,600」に改める。

## 付 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。)並びに平成18年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成18年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

---

---

**告 示**

---

---

**那覇市告示第137号**  
平成18年3月27日  
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

---

**那覇市告示第138号**  
平成18年3月27日  
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

---

**那覇市告示第144号**  
平成18年3月31日  
掲 示 済

平成18年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、平成18年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成18年度一般廃棄物処理実施計画

1 処理区域

那覇市全域

2 処理する一般廃棄物

ごみ、し尿及び浄化槽汚泥(那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第2条第3号に規定する適正処理困難一般廃棄物は除く)

3 一般廃棄物見込み処理量 　ごみ 109,595t、し尿及び浄化槽汚泥 8,256kl

　　集団・拠点回収は見込み処理量合計から除く。

　　単位：ごみ(t)、し尿及び浄化槽汚泥(kl)

一般廃棄物の種類	系 統	性状(種類)	収集主体	処理方法	処理量 (内訳)
ご み	家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	直営	焼 却	12,786
			委託業者		33,776
			許可業者		9,430
			自己搬入		226
		燃やさない ごみ (有 害・危険ご み含む)	直営	破碎選別後 焼却(廃蛍 光管は除く)	418
			委託業者		1,012
			許可業者		282
			自己搬入		30
		粗大ごみ	直営	破碎選別後 焼却	108
			委託業者		393
			自己搬入		248
		資源化物	直営	市長の指定す る施設へ搬入	2,748
	委託業者		7,143		
	許可業者		720		
	自己搬入		3		
	事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	許可業者	33,460	
自己搬入			97		
燃やさない ごみ		許可業者	321		
		自己搬入	13		
資源化物		許可業者	2,880		
		自己搬入	1		
直接資源化 その他	草 木	直営	市長の指定す る施設へ搬入	3,500	
		委託業者			
		許可業者			
		自己搬入			
	資源化物 (缶、びん)	拠点回収	資源回収業者	50	
資源化物 (紙)	集団回収	資源回収業者	1,100		
し尿及び浄 化槽汚泥	-	-	許可業者	市長の指定す る施設へ搬入	8,256

4 ごみ減量・資源化計画

4R(リフューズ・不必要なものは断る、リデュース・減量する、リユース・再利用する、リサイクル・再資源化する)を基本理念に各種啓発事業を推進し、ごみの発生抑制と資源化を図る。

市が収集する家庭系のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

ごみステーションの門口及び分散化(数世帯グループ単位で排出場所指定)等を推進し、不法投棄の防止と分別の徹底を図る。

紙、缶、びん、布、ペットボトル及び草木は、分別収集の徹底、集団回収・拠点回収事業等により資源化を図る。

家庭用生ごみ処理機器購入助成により、生ごみの減量・資源化を図る。

トレーなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。

事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき、減量・資源化の指導を徹底し、ごみの減量・資源化を図る。

事業系古紙については、オフィス古紙(機密文書含む)等の資源化を推進する。資源化可能な紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ごみ搬入時検査を実施し、分別されていないごみの搬入防止と分別の徹底を図る。

大規模事業所等を対象にごみ減量化計画の策定指導を強化し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を図る。

事業者・市民・行政の三者連絡協議会を定期的に行い、ごみ減量・資源化を三者一体で推進する。

5 ごみの分別排出及び収集

(1) ごみの分別について

種 別	例 示
燃やすごみ	生ごみ、布きれ、紙くず、プラスチック、ゴム・皮革製品等
燃やさないごみ	金属類、陶磁器、ガラス類、小型電気製品等
粗大ごみ	家具類、寝具類、板切れ、金属・プラスチック類、ガスコンロ、資源化できない大きさの木・幹等
資源化物	缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木等
有害・危険ごみ	蛍光管、割れガラス、カミソリ・カッター・刃物類等

(2) 家庭系ごみ

家庭ごみは直営と委託業者により、市長の指示する方法に従い所定の場所から収集する。

ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ及び危険ごみに分別して排出する。

- ・ 収集するごみの種類及び収集日等は別表のとおりとする。
- ・ 粗大ごみは電話申込により収集日を指定する。

引っ越し等により多量に排出されるごみ及び空き地の清掃に伴うごみは、排出者自ら、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)。

以下「法」という。)第7条第12項の規定する一般廃棄物収集運搬業者により、処理施設に搬入しなければならない。

### (3) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、事業者自ら処理するか若しくは一般廃棄物収集運搬業者に依頼して処理しなければならない。

事業系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、缶、びん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、紙及び草木の種類に分別して排出する。

缶、びん、ペットボトル、紙及び草木の搬入は、市長の指示によるものとする。

事業活動に伴い多量に発生する草木は、那覇・南風原クリーンセンター及び市委託業者への搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、又は法第7条第12項の規定する一般廃棄物処理業者へ委託しなければならない。

## 6 一般廃棄物(ごみ)の処理体制

### (1) 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者

法第7条第5項第2号の一般廃棄物処理計画に適合するものとして、那覇市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可要綱(平成9年3月27日保健衛生部長決裁)に基づいて、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者は、次のとおりである。

個人 45人

許可番号	氏名	所在地	許可番号	氏名	所在地
1	宮國 喜効	浦添市字前田862-212	35	伊佐 眞助	那覇市首里石嶺町4-365-2
3	栗国 重徳	那覇市首里末吉町3-93-7	37	比嘉 貫一	那覇市首里石嶺町2-48-3
5	祖平 憲一	那覇市字宇栄原557-9	38	村吉 常忠	浦添市勢理客3-2-27
6	伊佐 常福	浦添市宮城5-8-1	39	宮城 康雄	南城市大里字大里1770-1
7	大城 保	那覇市港町2-2-3	40	根間 朝一	那覇市古島1-7-31
9	佐久川 政則	那覇市首里山川町2-107	41	宮里 竹信	那覇市字真地270
10	新垣 直美	那覇市首里末吉町4-5-1	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安301
11	上原 弘和	那覇市宮城1-4-16	46	上原 勝	那覇市高良2-15-58
14	根間 正吉	浦添市大平1-22-13	47	新里 順政	南城市大里字大里1624
16	伊野波 盛堅	南風原町字宮平426-12	48	大城 勝	南城市大里字仲間7-23
17	上原 栄喜	浦添市西原6-15-1	49	根間 正明	那覇市字真嘉比350-1
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚811-7	51	川上 博敏	浦添市当山2-32-22
19	松原 秀明	那覇市字松川524-1	53	吉浜 克実	那覇市松川2-11-15
20	栗國 恒男	浦添市字経塚811-60	54	前門 精和	那覇市松川1-12-27

21	根間 喜代美	浦添市伊祖1-22-3	55	普天間 俊幸	南城市大里字高平 722-5
22	玉城 宏	南城市大里字高平 131-18	56	吉浜 俊一	那覇市首里末吉町4- 1-6
23	城間 幸子	那覇市字真嘉比169	60	上田 長廣	浦添市西原4-5-1
24	嘉陽 勝次	那覇市首里石嶺町4- 411	61	安元 キク工	浦添市字経塚811-51
25	平良 義勝	西原町字池田371-22	62	平良 夏毅	豊見城市字金良12
26	玉城 正徳	南城市大里字大里807	63	銘苅 茂信	南城市大里字古堅 1011-3
27	花城 潤治	那覇市古波蔵2-18-3	64	福里 正吉	那覇市首里石嶺町2- 65
28	兼浜 康喜	那覇市字国場254番 地 1	65	金城 盛隆	浦添市伊祖3-9-18
32	伊良波 哲	北中城村字島袋359			

## 法人 11 社

許可番号	会 社 名	代表者名	所 在 地
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稻嶺1459番地 1
8	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良28
31	(有)三友	崎濱 秀範	那覇市東町14-15
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場1171番地の 1
34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真321-4
50	(資)共栄環境	下田 美智代	那覇市首里石嶺町2-30
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊3-1-17
59	(資)沖縄公衆衛生	城間 勇吉	那覇市松山2-25-16
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田1-15-18
68	友平衛生社(有)	友利 久雄	那覇市字仲井真294-3

## 特定許可 1 人 (特殊ごみ:産汚物等)

許可番号	氏 名	所 在 地
103	平良 博一	豊見城市字金良28

## 特定許可 1 人、4 社 (自衛隊基地から排出される草木限定)

許可番号	会 社 名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クン開発	金城 繁雄	那覇市字真地273
106	(株)国際重機	金城 忍	那覇市字安謝653
107	昭和技研(有)	松岡 啓	浦添市安波茶2-5-7
108	(資)久比嘉建設	比嘉 久治	那覇市繁多川5-7-16
109	グリーンエコジ-サービス	宮城 俊三	那覇市上間579-1

## 特定許可 1 人 (生ごみ:動植物性残渣限定)

許可番号	氏 名	所 在 地
121	諸見里 眞弘	八重瀬町字長毛345

## 7 中間処理施設

## (1) 焼却施設の概要 (那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇・南風原クリーンセンター
所在地	南風原町字新川地内
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉 (廃熱ボイラ付) + 電気式灰溶融炉 + 破碎選別設備
焼却能力	450ト/日 (150ト/24H × 3炉)
灰溶融炉	52ト/日 (26ト/日 × 2炉)
破碎選別設備	39ト/5H (そごみ6ト/5H、不燃ごみ33ト/5H)
発電容量	8,000Kw

## (3) 資源化施設の概要

施設名	那覇市リサイクルプラザ
所在地	南風原町字新川641番地
主要設備	破袋機、磁選機、プレス機、圧縮梱包機等
処理能力	50t / 日 (10t × 5H)

## 8 一般廃棄物最終処分場

施設名	那覇市最終処分場
所在地	南風原町字新川641番地
埋立面積	48,000m <sup>2</sup>
全体容量	900,000m <sup>3</sup>
残余容量	13,000m <sup>3</sup>

## 9 ごみ処理施設等整備計画

## 一般廃棄物最終処分場

那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合により、一般廃棄物最終処分場を建設中。

(平成19年度供用開始予定)

施設名	那覇エコアイランド
埋立面積 (埋立容量)	27,000m <sup>2</sup> (107,000m <sup>3</sup> )
水処理施設処理能力	90m <sup>3</sup> / 日
工事期間	平成16年度～平成18年度
廃棄物埋立期間	平成19年度～平成28年度 (概ね10年)
廃棄物埋立護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

## 10 し尿・浄化槽汚泥の処理

## (1) 処理体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物 (し尿、浄化槽汚泥) 収集運搬業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により、収集運搬を行い、倉浜衛生施設組合において陸上処理を行う。

## 一般廃棄物 (し尿) 収集運搬業者

許可番号	名称	代表者	所在地
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙2-20-11

## 浄化槽清掃業者及び一般廃棄物 (浄化槽汚泥) 収集運搬業者

許可番号	名称	代表者	所在地
2	那覇衛生管理サービス	大城 秀吉	那覇市与儀2-4-7

3	那覇衛生設備工業	仲里 猛	南風原町字津嘉山1605-2
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真205-3
7	大西衛生	仲間 千吉	西原町字小那覇83
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山675
9	アサヒ浄化槽清掃社	富本 祐昌	那覇市長田1-8-9
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙2-20-11

中間処理施設

施設名	那覇市し尿中継槽
所在地	浦添市伊奈武瀬1丁目7番2号
貯留能力	1,000kl

し尿・浄化槽汚泥の陸上処理委託

委託先	倉浜衛生施設組合
所在地	沖縄市字倉敷152番地
し尿処理施設	清水苑
所在地	宜野湾市伊佐4丁目9番6号
処理委託量	8,256kl

11 し尿処理施設等整備計画

処理能力24kl / 日 (し尿9kl、浄化槽汚泥15kl) の下水道放流前処理施設を建設予定 (平成20年度供用開始予定)。

所在地	浦添市伊奈武瀬1丁目555番734
面積	2,249m <sup>2</sup>
処理能力	24kl / 日
工事期間	平成18年度～19年度

12 細目について

市民に配布する「家庭ごみの正しい分け方・出し方」、事業所に配付する「事業系ごみの分け方・出し方」、その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。

別 表(地域別ごみ収集曜日)

収集地域	燃やすごみ	燃やさない ごみ 有害・危険 ごみ	か ん	ペ ット ボ トル	び ん	紙・布	草・木	
							第1 第3 第5	月曜日 火曜日 月曜日 火曜日
	火・金曜日	第2 第4	月曜日	木曜日		水曜日	第1 第3 第5	月曜日
	月・木曜日		火曜日	金曜日		水曜日		火曜日
	火・金曜日		月曜日	水曜日	月曜日	木曜日		月曜日
	月・木曜日		火曜日	水曜日	火曜日	金曜日		火曜日

収集地域	地 域 名(枝番・号は省略)		
首 里	赤田町1～3丁目 赤平町1～2丁目 石嶺町1～4丁目 池端町 大中町1～2丁目 儀保町1丁目 儀保町2丁目1～6番地 儀保町3丁目 儀保町4丁目19～24、 79-7・10・11・14番地	金城町1～4丁目 久場川町1～2丁目 崎山町1～4丁目 寒川町1～2丁目 平良町1丁目(県道241 号線より城北小学校 側) 平良町2丁目(9～18番 地) 汀良町1～3丁目 当蔵町1～3丁目	桃原町1丁目(1～25番 地)(8～9番地を除く) 鳥掘町1～5丁目 真和志町1～2丁目 山川町1丁目(1～63番 地) 山川町2丁目(1、6、 7-1・5・10番地) 山川町3丁目(1、4、7、 56、57、61番地)
	大名町1～3丁目 儀保町2丁目(1～6番 地を除く) 儀保町4丁目(19～24、 79-7・10・11・14番地を 除く) 末吉町1～4丁目	平良町1丁目(県道241 号線より大名側) 平良町2丁目(9～18番 地を除く) 桃原町1丁目(8～9番 地) 桃原町1丁目(26番地 以上)	桃原町2丁目 山川町1丁目(64番地 以上) 山川町2丁目(1、6、 7-1・5・10番地を除く) 山川町3丁目(1、4、7、 56、57、61番地を除 く)
真 和 志	字安里 388～410番地 安里交番の南側と安 里橋通り北側の間	字大道の県道29号線 (大道通り)より南側、 (128～129、172～ 172-8、172-10～173番 地を除く)	字松川(295～542、 600、601、602番地を除 く) 松川1～3丁目 三原1～2丁目
	字上間 上間1丁目 字国場(与儀国場北線 より寄宮側を除く) *真和志 も参照し てください。	字古波蔵(304～378番 地を除く) 古波蔵2～4丁目 字識名 識名1～4丁目 字仲井真 長田1～2丁目	繁多川1～5丁目 字真地 三原3丁目 字与儀(372番地以上) 与儀2丁目 寄宮3丁目
	字安里の県道29号線 (崇元寺通り～大道通 り)より北側 安里1～3丁目	字大道の県道29号線(大 道通り)より北側 字古島 古島1～2丁目	字真嘉比 真嘉比2～3丁目 字松川(295～542、600、 601、602番地) 松島1～2丁目
	字安里 379～420番地 (安里交番の北側と大 道大通り南側の間) 字国場(与儀国場北線 より寄宮側)	字大道(128～129、172～ 172-8、172-10～173番 地) 壺屋2丁目	字与儀(1～371番地) 与儀1丁目 字寄宮 寄宮1～2丁目

本 庁	曙1~3丁目 字安謝 安謝1~2丁目 字天久 天久1~2丁目 泉崎1丁目 字上之屋 上之屋1丁目	おもろまち1~4丁目 久米1~2丁目 久茂地1~3丁目 辻1~3丁目 壺屋1丁目 泊1~3丁目 西1~3丁目 東町	前島1~3丁目 牧志1~3丁目 松尾1~2丁目 松山1~2丁目 港町1~4丁目 字銘苅 銘苅1~3丁目 若狭1~3丁目
	旭町 泉崎2丁目 奥武山町	字古波蔵304~378番地 * 古波蔵2~4丁目は真 和志の で表示 字楚辺 楚辺1~2丁目	字壺川 壺川1~3丁目 字二中前 樋川1~2丁目 山下町
小 禄	赤嶺1~2丁目 安次嶺 字宇栄原 宇栄原1~3丁目	字小禄 小禄1~5丁目 金城1~5丁目 鏡原町 具志1~3丁目	高良1~3丁目 字田原 田原1~4丁目 宮城1丁目

**那 覇 市 告 示 第 1 号**

平成 1 8 年 4 月 1 日

掲 示 済

## 那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務委託について

那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務について、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- |   |         |                               |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 徴収事務の名称 | 那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務           |
| 2 | 受託者の住所  | 那覇市首里末吉町 4 丁目 6 番地 6          |
| 3 | 受託者の名称  | 社団法人那覇市シルバー人材センター             |
| 4 | 委 託 期 間 | 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで |

**那 覇 市 告 示 第 4 号**

平成 1 8 年 4 月 3 日

掲 示 済

## 那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第 1 5 8 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

徴 収 員 氏 名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元トヨ子	那覇市壺川 3 - 2 - 5	自平成 1 8 年 4 月 1 日 至平成 1 9 年 3 月 3 1 日	大名・真地・識名 ・樋川・汀良・安 謝・安謝第一・壺 川東改良・石嶺・ 石嶺第二・田原・ 久場川
高良恵美	那覇市小禄 1 - 1 9 - 2 0	自平成 1 8 年 4 月 1 日 至平成 1 9 年 3 月 3 1 日	宇栄原・銘苅・壺 川・辻・東・若狭 改良・若松・小禄

那 覇 市 告 示 第 5 号

平成 1 8 年 4 月 3 日

掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法第 1 5 8 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社沖縄債権回収 サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市西 1 丁目 1 9 番 7 号	自平成 1 8 年 4 月 1 日 至平成 1 9 年 3 月 3 1 日

那 覇 市 告 示 第 2 0 号

平成 1 8 年 4 月 1 7 日

平成 1 8 年 (2006 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 1 8 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成 18 年度那覇市一般会計予算

平成 18 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96,096,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

## (地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

## (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000 千円と定める。

## (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		35,270,858
	1 市民税	14,912,842
	2 固定資産税	17,082,903
	3 軽自動車税	355,050
	4 市たばこ税	2,219,508
	5 鉱産税	1
	6 特別土地保有税	3
	7 入湯税	29,056
	8 事業所税	671,495
2 地方譲与税		2,506,322
	1 所得譲与税	1,624,075
	2 自動車重量譲与税	459,132
	3 地方道路譲与税	161,780
	4 特別とん譲与税	17,138
	5 航空機燃料譲与税	244,197
3 利子割交付金		101,009
	1 利子割交付金	101,009

4	配当割交付金		78,096
	1	配当割交付金	78,096
5	株式等譲渡所得割交付金		28,315
	1	株式等譲渡所得割交付金	28,315
6	地方消費税交付金		2,886,876
	1	地方消費税交付金	2,886,876
7	自動車取得税交付金		195,357
	1	自動車取得税交付金	195,357
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金		294,090
	1	国有提供施設等所在市町村助成交付金	294,090
9	地方特例交付金		1,016,961
	1	地方特例交付金	1,016,961
10	地方交付税		10,667,296
	1	地方交付税	10,667,296
11	交通安全対策特別交付金		50,000
	1	交通安全対策特別交付金	50,000
12	分担金及び負担金		1,121,618
	1	分担金	1
	2	負担金	1,121,617
13	使用料及び手数料		2,708,219
	1	使用料	2,036,732
	2	手数料	671,487
14	国庫支出金		21,683,003
	1	国庫負担金	15,273,676
	2	国庫補助金	6,283,730
	3	委託金	125,597
15	県支出金		5,120,453
	1	県負担金	3,687,325
	2	県補助金	1,022,329
	3	委託金	410,799
16	財産収入		982,918
	1	財産運用収入	230,691
	2	財産売払収入	752,227
17	寄附金		27,095
	1	寄附金	27,095
18	繰入金		1,482,188
	1	特別会計繰入金	130,600
	2	基金繰入金	1,351,587
	3	基金借入金	1
19	繰越金		100,000
	1	繰越金	100,000
20	諸収入		1,626,526
	1	延滞金加算金及び過料	69,431
	2	市預金利子	305
	3	貸付金元利収入	565,335

	4 受託事業収入	229,346
	5 雑入	762,109
21 市債		8,148,800
	1 市債	8,148,800
歳 入 合 計		96,096,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		724,728
	1 議会費	724,728
2 総務費		7,251,292
	1 総務管理費	4,806,793
	2 徴税費	1,261,345
	3 戸籍住民基本台帳費	853,028
	4 選挙費	149,456
	5 統計調査費	55,760
	6 監査委員費	124,910
3 民生費		38,846,993
	1 社会福祉費	13,183,737
	2 児童福祉費	13,009,248
	3 生活保護費	12,654,007
	4 災害救助費	1
4 衛生費		6,111,947
	1 保健衛生費	2,546,035
	2 清掃費	3,565,912
5 労働費		50,753
	2 労働諸費	50,753
6 農林水産業費		114,337
	1 農業費	52,098
	2 林業費	120
	3 水産業費	62,119
7 商工費		794,323
	1 商工費	794,323
8 土木費		16,635,121
	1 土木管理費	356,526
	2 道路橋りょう費	1,566,965
	3 河川水路費	155,140
	4 港湾費	785,331
	5 都市計画費	9,880,344
	6 住宅費	3,890,815
9 消防費		2,934,725
	1 消防費	2,934,725
10 教育費		10,881,944
	1 教育総務費	1,728,380
	2 小学校費	3,600,684
	3 中学校費	1,221,645

	4 幼稚園費	1,210,032
	5 社会教育費	1,327,777
	6 保健体育費	1,793,426
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		11,617,331
	1 公債費	11,617,331
13 諸支出金		62,502
	1 普通財産取得費	62,501
	2 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		96,096,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
ファクシミリリース料(総務課)	平成19年度から 平成22年度まで	332
複写機賃借料(総務課)	平成19年度から 平成22年度まで	1,580
人事給与システムパッケージリース料(人事課)	平成19年度から 平成23年度まで	77,634
複写機賃借料(男女共同参画室)	平成19年度から 平成23年度まで	1,013
軽乗用自動車賃借料(管財課)	平成19年度から 平成22年度まで	908
複写機賃借料(経営企画室)	平成19年度から 平成22年度まで	1,156
プリンター賃借料(統計グループ)(経営企画室)	平成19年度から 平成20年度まで	144
新無停電装置リース料(情報政策課)	平成19年度から 平成21年度まで	3,780
平成18年度入替端末機リース料(情報政策課)	平成19年度から 平成23年度まで	27,792
平成18年度FNAサーバーリース料(情報政策課)	平成19年度から 平成23年度まで	10,664
平成18年度全庁PC及びGISサーバー入替リース料(情報政策課)	平成19年度から 平成23年度まで	181,375
新ネットワークシステムリース料(情報政策課)	平成19年度から 平成23年度まで	11,025
共通サーバーセキュリティシステムリース料(情報政策課)	平成19年度から 平成20年度まで	2,268

新グループウェアシステムリース料 (情報政策課)	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	28,350
市県民税パンチ委託料(市民税課)	平成 19 年度	700
固定資産評価路線付設業務委託(資産税課)	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	28,000
軽自動車賃借料(資産税課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	1,152
軽自動車賃借料(納税課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	2,300
カラープリンタ賃借料(納税課)	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	312
複写機賃借料(真和志支所)(市民課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	2,612
複写機賃借料(首里支所)(市民課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	1,308
パレット市民劇場複写機賃借料(文化振興課)	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	612
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償 (商工振興課)	平成 19 年度から 平成 29 年度まで	保障融資額 のうち、沖 縄県信用保 証協会が金 融機関に代 位弁済した 額から中小 企業金融公 庫が補填す る額を差し 引いた額
複写機賃借料(観光課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	1,236
指定ごみ袋製造費(環境政策課)	平成 19 年度	14,064
し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業(環境政策 課)	平成 19 年度	531,914
釦電話賃借料(クリーン推進課)	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	60
パソコンプリンターリース料(健康推進課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	1,440
複写機賃借料(保健センター)(健康推進課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	1,075
パソコン等一式リース料(障害福祉課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	6,080
パソコン賃借料(平成 18 年度導入分)(保護課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	5,200
ファックスリース料(こども課)	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	252

保育所コピー機賃借料(樋川保育所他3ヶ所) (こども課)	平成19年度から 平成22年度まで	2,144
建築確認支援システム機器賃借料(建築指導課)	平成19年度から 平成21年度まで	5,838
OA機器賃借料(契約検査室)	平成19年度から 平成21年度まで	2,333
端末機及びプリンターリース料(市営住宅室)	平成19年度から 平成22年度まで	1,896
自動車リース料(土木管理事務所)	平成19年度から 平成22年度まで	3,176
連絡車両リース料(道路事業)(道路建設課)	平成19年度から 平成23年度まで	2,936
連絡車両リース料(街路事業)(道路建設課)	平成19年度から 平成23年度まで	2,936
パソコン機器リース料(道路建設課)	平成19年度から 平成21年度まで	3,507
OA機器リース(花とみどり課)	平成19年度から 平成20年度まで	6,400
OA機器リース(緑化センター)(花とみどり 課)	平成19年度から 平成20年度まで	600
工事管理車両リース料(花とみどり課)	平成19年度から 平成22年度まで	3,000
車両リース(久場川市営住宅建替事業) (建築工事課)	平成19年度から 平成22年度まで	2,520
石嶺市営住宅建替事業(建築工事課)	平成19年度から 平成20年度まで	2,447,500
OA機器リース料(石嶺市営住宅建替事業) (建築工事課)	平成19年度から 平成20年度まで	3,630
複写機賃借料(消防本部総務課)	平成19年度から 平成22年度まで	12,616
自動体外式除細動器賃借料(消防本部総務課)	平成19年度から 平成22年度まで	2,720
デジタル複合機賃貸契約(教委・総務課)	平成19年度から 平成22年度まで	1,212
教育委員会電話通信設備IP化事業(教委・総 務課)	平成19年度から 平成22年度まで	28,400
学校警備業務委託料(小学校)(施設管理課)	平成19年度から 平成22年度まで	114,084
学校警備業務委託料(中学校)(施設管理課)	平成19年度から 平成22年度まで	55,412
防音維持費計算システム保守費機器保守料 (施設管理課)	平成19年度から 平成21年度まで	1,908
城南小学校校舎建設事業(施設管理課)	平成19年度	540,721
首里公民館・図書館冷房機器取替事業 (中央公民館)	平成19年度から 平成24年度まで	62,286

小祿南公民館・図書館冷房機器取替事業 (中央公民館)	平成 19 年度から 平成 25 年度まで	49,882
図書館システム使用料(中央図書館)	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	128,008
マイクロリーダープリンター賃借料(中央図書館)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	1,880
配本連絡車リース料(中央図書館)	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	1,650
さつき小学校他 4 校教育用コンピュータリース料(学校教育課)	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	68,847
車両(給食運搬車)リース料(首里学校給食センター)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	5,872
庁舎内サーバ他の賃借契約(教育研究所)	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	2,613
教育用ネットワーク迷惑メール対策業務委託契約(教育研究所)	平成 19 年度から 平成 21 年度まで	3,003
複写機リース料(青少年センター)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	1,200
印刷機リース料(青少年センター)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	624
小学校印刷機リース料(15台)(学務課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	12,324
小学校複写機リース料(7台)(学務課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	5,480
小学校電話機リース料(6校)(学務課)	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	11,905
中学校印刷機リース料(7台)(学務課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	5,752
中学校複写機リース料(3台)(学務課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	3,480
中学校電話機リース料(3校)(学務課)	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	5,955
幼稚園複写機リース料(7台)(学務課)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	2,184
神原小学校給食調理業務委託(学校給食室)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	69,836
与儀小学校給食調理業務委託(学校給食室)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	69,836
古藏小学校給食調理業務委託(学校給食室)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	84,448
会議録検索システム賃借料(議会事務局)	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	3,056

第 3 表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 一般廃棄物処理事業	49,700	普通 貸借 又は 証券 発行 (登 録公 債)	年 8 % 以内 (ただ し、利率見直し方 式で借り入れる政 府資金及び公営企 業金融公庫資金に ついて、利率の見 直しを行った後に おいては、当該見 直し後の利率)	償 還 期 間 は、据置期間 を含め 30 年 以内とする。 償 還 方 法 は、元利均 等、元金均等 等による。 ただし、財 政の都合に より、据置期 間中であっ ても繰上償 還し、償還年 限を変更し、 又は借り換 えることが できる。
2 道路整備事業	438,300			
3 都市計画事業	2,406,100			
4 都市公園整備事業	563,700			
5 市営住宅建設事業	920,700			
6 消防施設整備事業	25,000			
7 教育施設整備事業	752,400			
8 減税補てん債	379,400			
9 臨時財政対策債	2,613,500			
計	8,148,800			

## 那覇市告示第 2 1 号

平成 1 8 年 4 月 1 7 日

平成 18 年 (2006 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市土地  
区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成 18 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 18 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによ  
る。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,176,886 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予  
算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 4 条の規定により債務を負

担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		3
	3 小禄金城手数料	1
	5 真嘉比古島第一地区手数料	1
	6 壺川手数料	1
2 国庫支出金		921,000
	4 真嘉比古島第二国庫補助金	921,000
3 財産収入		189
	1 壺川財産運用収入	23
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	8
	4 小禄南財産運用収入	97
	5 真嘉比古島第二財産運用収入	61
4 繰入金		2,870,039
	1 総務管理繰入金	39,349
	3 真嘉比古島第一地区繰入金	7,821
	6 真嘉比古島第二繰入金	2,666,356
	8 小禄南繰入金	9,716
	9 基金繰入金	146,797
5 繰越金		9
	1 総務管理繰越金	1
	3 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	4 壺川繰越金	1
	5 小禄金城繰越金	1
	7 小禄南繰越金	2
	8 真嘉比古島第二繰越金	2
6 諸収入		6
	4 総務管理雑入	1
	8 真嘉比古島第二雑入	1
	9 小禄南雑入	1
	11 小禄金城延滞金、加算金及び過料	1
	12 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1

	13 壺川延滞金、加算金及び過料	1
7 保留地処分金		150,001
	3 小禄南保留地処分金	1
	4 真嘉比古島第二保留地処分金	150,000
8 清算徴収金		34,039
	3 小禄金城清算徴収金	1
	5 真嘉比古島第一地区清算徴収金	2,239
	6 壺川清算徴収金	12,537
	7 小禄南清算徴収金	19,262
9 分担金及び負担金		200,000
	4 真嘉比古島第二負担金	200,000
11 県支出金		1,600
	1 県委託金	385
	2 県補助金	1,215
歳 入 合 計		4,176,886

## 歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 39,186
	1 総務管理費	39,186
2 土地区画整理事業費		4,103,261
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	8,114
	2 壺川土地区画整理費	16,659
	3 小禄金城土地区画整理費	1
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	3,938,924
	5 小禄南土地区画整理費	139,563
3 清算費		34,045
	3 小禄金城清算費	3
	4 真嘉比古島第一地区清算費	2,241
	5 壺川清算費	12,539
	6 小禄南清算費	19,262
5 基金積立金		194
	1 壺川基金積立金	24
	2 小禄南基金積立金	98
	3 小禄金城基金積立金	1
	4 真嘉比古島第一地区基金積立金	9
	5 真嘉比古島第二基金積立金	62
6 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		4,176,886

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
真嘉比古島第二土地区画整理費 パソコン等 OA機器賃借料(真嘉比古島区画整理事務所)	平成18年度から 平成21年度まで	9,505
真嘉比古島第二土地区画整理費 仮設住宅(1・ 2号棟)用地賃借料(真嘉比古島区画整理事務 所)	平成19年度	3,177
真嘉比古島第二土地区画整理費 仮設住宅(3 号棟)用地賃借料(真嘉比古島区画整理事務所)	平成19年度	3,845

## 那覇市告示第22号

平成18年4月17日

平成18年(2006年)2月那覇市議会定例会で議決された平成18年度的那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成18年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成18年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,465,553千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

## (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 9,469,600
	1 国民健康保険税	9,469,600
2 使用料及び手数料		9,700
	1 手数料	9,700
3 国庫支出金		13,277,934
	1 国庫負担金	8,394,415
	2 国庫補助金	4,883,519
4 療養給付費等交付金		4,394,427
	1 療養給付費等交付金	4,394,427
5 県支出金		1,840,801
	1 県補助金	1,684,014
	2 県負担金	156,787
6 共同事業交付金		548,017
	1 共同事業交付金	548,017
7 財産収入		257
	1 財産運用収入	257
8 繰入金		3,858,807
	1 他会計繰入金	3,700,594
	2 基金繰入金	158,213
9 繰越金		2
	1 繰越金	2
10 諸収入		66,008
	1 延滞金加算金及び過料	2,205
	2 預金利子	1
	3 雑入	63,802
歳 入 合 計		33,465,553

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 652,915
	1 総務管理費	472,834
	2 徴税費	111,968
	3 運営協議会費	856
	4 収納率向上特別対策事業費	37,540
	5 医療費適正化特別対策事業費	29,717
2 保険給付費		20,782,495
	1 療養諸費	18,052,844
	2 高額療養費	2,376,849
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	319,800
	5 葬祭諸費	33,000
3 老人保健拠出金		8,638,434
	1 老人保健拠出金	8,638,434
4 介護納付金		1,980,466
	1 介護納付金	1,980,466
5 共同事業拠出金		629,395
	1 共同事業拠出金	629,395
6 保健事業費		126,763
	1 保健事業費	126,763
7 基金積立金		257
	1 基金積立金	257
8 諸支出金		31,352
	1 償還金及び還付加算金	31,351
	2 繰出金	1
9 繰上充用金		1
	1 繰上充用金	1
10 予備費		623,475
	1 予備費	623,475
歳 出 合 計		33,465,553

第 2 表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
WE Bサーバー賃借料	平成 19 年度から 平成 21 年度まで	1,026
高速プリンター賃借料	平成 19 年度から 平成 21 年度まで	964
パソコン賃借料	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	4,716

## 那覇市告示第 2 3 号

平成 1 8 年 4 月 1 7 日

平成 18 年 (2006 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成 18 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 18 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ 4 1 2 , 3 4 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## (地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 2 1 8 , 8 5 0
	1 国庫補助金	2 1 8 , 8 5 0
3 繰入金		8 4 , 1 9 4
	1 一般会計繰入金	8 4 , 1 9 4

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 市債		109,300
	1 市債	109,300
歳 入 合 計		412,345

## 歳 出

款	項	金 額
2 都市再開発事業費		千円 411,780
	1 都市再開発事業費	411,780
3 公債費		565
	1 公債費	565
歳 出 合 計		412,345

## 第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開発事業	千円 109,300	普通貸借又は証券発行 (登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	109,300			

那覇市告示第24号

平成18年4月17日

平成18年(2006年)2月那覇市議会定例会で議決された平成18年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成 18 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成18年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4 , 7 0 2 , 3 3 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 2,769,345
	1 介護保険料	2,769,345
2 使用料及び手数料		1,608
	1 手数料	1,608
3 国庫支出金		3,505,123
	1 国庫負担金	2,711,236
	2 国庫補助金	793,887
4 支払基金交付金		4,243,357
	1 支払基金交付金	4,243,357
5 県支出金		1,739,685
	1 県負担金	1,694,523
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	45,161
6 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
7 繰入金		2,253,599
	1 他会計繰入金	2,253,598
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		405
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑入	403

10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		189,204
	1 予防給付費収入	189,204
歳 入 合 計		14,702,330

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 515,926
	1 総務管理費	272,544
	2 徴収費	38,758
	3 介護認定審査会費	204,624
2 保険給付費		13,556,176
	1 介護サービス等諸費	12,107,629
	2 介護予防サービス等諸費	1,427,997
	3 その他諸費	20,550
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 地域支援事業費		462,756
	1 介護予防事業費	132,068
	2 包括的支援事業・任意事業費	330,688
6 諸支出金		4,052
	1 償還金及び還付加算金	4,051
	2 繰出金	1
7 公債費		163,417
	1 公債費	163,417
8 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		14,702,330

第 2 表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
パソコン賃借料	平成19年度から 平成22年度まで	6,352
包括支援センター対応システムリース	平成19年度から 平成22年度まで	44,632
介護保険事業分析システムリース	平成19年度から 平成22年度まで	12,440

---

---

**公 告**

---

---

**那覇市公告第 2 0 0 号**

平成 1 8 年 3 月 2 7 日

掲 示 済

**建築基準法による命令の公告**

次の建築物は、建築基準法の規定に違反しているので、同法の規定により当該建築物の所有者に対して工事の施工の停止を命じた。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 命令を受けた物件の所有者  
那覇市繁多川 5 丁目 13 番 24 号  
知 念 哲
- 2 物件の所在地  
那覇市繁多川 5 丁目 279 番地
- 3 物件の用途 / 構造  
共同住宅 / 鉄筋コンクリート造

那覇市 都市計画部 建築指導課

(那覇市銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎 5 階)

電話 9 5 1 - 3 2 4 4 電送 9 5 1 - 3 2 4 5

**注意**

- 1 この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。
- 2 この命令に違反した者は建築基準法の規定により罰せられる。

**那覇市公告第 1 号**

平成 1 8 年 4 月 3 日

掲 示 済

**建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の道路の指定及び変更について**

下記の道について、建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の道路の指定及び変更をしたので、公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

年月日	番号	地名地番	幅員(m)	延長(m)	種別
平成 17 年 4 月 19 日	1	那覇市首里烏堀町 4-70-4 他 2 筆	4.15	35.55	道路の位置の指定
平成 17 年 6 月 13 日	2	那覇市首里石嶺町 4-9-1 他 1 筆	5.60 ~ 6.0	121.6	道路の位置の指定 の変更
平成 17 年 6 月 20 日	3	那覇市首里大名町 3-69-4 他 5 筆	4.00	23.10	道路の位置の指定
平成 17 年 6 月 30 日	4	那覇市字識名 1280 -5	4.00	30.63	道路の位置の指定
平成 17 年 9 月 8 日	5	那覇市字仲井真 36 9-4 他 5 筆	5.00	76.00	道路の位置の指定
平成 17 年 10 月 4 日	6	那覇市首里石嶺町 2-215-29 他 1 筆	4.02 ~ 6.10	86.20	道路の位置の指定
平成 17 年 10 月 12 日	7	那覇市字国場 865- 1	6.00	40.00	道路の位置の指定
平成 18 年 2 月 28 日	8	那覇市首里石嶺町 4-237-2 他 4 筆	4.70	41.60	道路の位置の指定 の変更

那 覇 市 公 告 第 6 号  
平成 1 8 年 4 月 5 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - ( 1 ) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - ( 2 ) 名称 3・3・14号 真和志中央線

- 2 施行者の名称  
那覇市

**3 縦覧場所及び縦覧期間**

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課  
(2) 期間 平成18年4月5日～平成19年3月31日

那 覇 市 公 告 第 7 号  
平成18年4月5日  
掲 示 済

**那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

**1 都市計画事業の種類及び名称**

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業  
(2) 名称 3・3・3号 真地久茂地線  
3・4・5号 県道5号線  
3・5・10号 識名真地線

**2 施行者の名称**

沖 縄 県

**3 縦覧場所及び縦覧期間**

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課  
(2) 期間 平成18年4月5日～平成19年3月31日

那 覇 市 公 告 第 8 号  
平成18年4月5日  
掲 示 済

**那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・3・3号 真地久茂地線  
3・4・20号 国際通り線  
3・5・10号 識名真地線  
3・5・20号 一銀線  
3・5・25号 小禄名嘉地線

## 2 施行者の名称

沖 縄 県

## 3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成18年4月5日～平成20年3月31日

那 覇 市 公 告 第 9 号

平成18年4月5日

掲 示 済

## 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・85号 龍潭線

## 2 施行者の名称

沖 縄 県

## 3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成18年4月5日～平成21年3月31日

那霸市公告第 1 0 号  
平成 1 8 年 4 月 5 日  
掲 示 済

那霸広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那霸広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・85号 龍潭線
- 2 施行者の名称  
沖 縄 県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 場所 那霸市建設管理部道路建設課
  - (2) 期間 平成18年4月5日～平成24年3月31日

---

---

**上下水道局規程**

---

---

那霸市上下水道局規程第 5 号  
平成 1 8 年 3 月 3 1 日  
公 布 済

那霸市上下水道局分課規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市上下水道事業管理者  
上下水道局長 高嶺 晃

那霸市上下水道局分課規程等の一部を改正する規程

(那霸市上下水道局分課規程の一部改正)

第 1 条 那霸市上下水道局分課規程(昭和51年水道局規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「庶務係」を「庶務係」に改める。  
                   職員係」      職員係  
                                   管財係」

第 6 条総務課の項を次のように改める。

総務課

- (1) 文書及び公印に関する事。
- (2) 秘書、儀式及び交際に関する事。
- (3) 部内各課に関連する事務の総合調整に関する事。
- (4) 広報に関する事。
- (5) 職員の任免、服務その他身分に関する事。
- (6) 職員の勤務条件に関する事。
- (7) 給与、報酬、費用弁償に関する事。
- (8) 職員の出張、研修、福利厚生及び労務管理に関する事。
- (9) 庁舎の管理に関する事。
- (10) 車両の管理に関する事。
- (11) 貯蔵品の出納保管に関する事。
- (12) 財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括に関する事。
- (13) 不用品の処分にに関する事。
- (14) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (15) 条例、規程等の制定及び解釈、運用に関する事。
- (16) 日本水道協会及び日本下水道協会に関する事。
- (17) 部内他課に属しない事。

第 6 条企画経営課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条財政課の項中第 11 号及び第 12 号を削り、同条下水道課の項中第 22 号を削り、第 23 号を第 22 号とする。

(那覇市上下水道局事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 那覇市上下水道局事務決裁規程 (昭和62年水道局規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 総務課に関する事項の項に次のように加える。

18	広報誌の編集及び発行に関する事。				
19	現金支出を伴わない固定資産の除却に関する事。				
20	不用品の処分にに関する事。		100 万円以上	100 万円未満	

別表第 3 企画経営課に関する事項の項中

1	統計年報の編集及び発行に関する事。				
2	広報誌の編集及び発行に関する事。				

を  
「

1	統計年報の編集及び発行に関する こと。				
---	------------------------	--	--	--	--

に改め、同表財政課に関する事項の項中

「

4	現金支出を伴う固定資産の除却に 関すること。	500万 円以 上 1,000 円未 満	150万 円以 上500 万円 未満	150万 円未 満	
5	現金支出を伴わない固定資産の除却 に關すること。				
6	不用品の処分に關すること。		100万 円以 上	100万 円未 満	

を  
「

4	現金支出を伴う固定資産の除却に 関すること。	500万 円以 上 1,000 円未 満	150万 円以 上500 万円 未満	150万 円未 満	
---	---------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	-----------------	--

に改める。

(那覇市上下水道局車両管理規程の一部改正)

第3条 那覇市上下水道局車両管理規程(昭和49年水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「財政課長」を「総務課長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 総務課長は、速やかに前項の車両を廃棄処理しなければならない。

(那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正)

第4条 那覇市水道事業及び下水道事業会計規程(1968年水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「料金課主幹」の前に「総務課長、」を加え、「財政課管財係長」を「総務課管財係長」に改める。

第4条中第3項から第5項までを次のように改める。

- 3 第 1 項の企業出納員を、前項の区分に応じ、業務企業出納員については料金課主幹、料金課収納係長及び料金課整理係長を、物品企業出納員については総務課長、総務課管財係長、配水課長及び配水課給水工事係長を、会計企業出納員については財政課長、財政課財政係主査及び財政課財政係長をもって充てる。この場合において配水課長及び配水課給水工事係長としての物品企業出納員は、配水課の所管事務で発生するたな卸資産の出納保管事務を処理するものとする。
- 4 会計企業出納員が決裁する事項について財政課長である会計企業出納員が出張、病気その他の理由により一時的に決裁できない状態(以下「不在」という。)のときは、財政課財政係主査又は財政課財政係長である企業出納員が代決し、業務企業出納員が決裁する事項について料金課主幹である業務企業出納員が不在のときは、料金課収納係長又は料金課整理係長である企業出納員が代決し、総務課長である物品企業出納員が決裁する事項について総務課長が不在のときは、総務課管財係長である企業出納員が代決する。ただし、配水課長である物品企業出納員が所管する事務については、物品企業出納員である配水課長が不在のときは、配水課給水工事係長である企業出納員が代決する。
- 5 前項の規定は、会計企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに準用する。
- 第 76 条中「財政課」を「総務課」に改める。

#### 付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 6 号  
平成 1 8 年 4 月 5 日  
公 布 済

那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 松本 親

那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の一部を改正する規程

那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(昭和61年水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「4 階」を「6 階」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次のように加える。

(4) 配水管の水圧により直接給水が困難な場合

第 9 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次のように加える。

- 2 メーターは、矢印の刻まれている方向が流水方向となるよう設置しなければならない。

#### 付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程は、平成18年4月1日から適用する。

## 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 22 号

平成 1 8 年 3 月 2 7 日

掲 示 済

### 公共下水道の供用開始について

下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により公共下水道 5 8 次（雨水・汚水）の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高嶺 晃

- 1 使用及び処理開始年月日 平成 1 8 年 3 月 2 7 日

- 2 使用及び処理開始区域

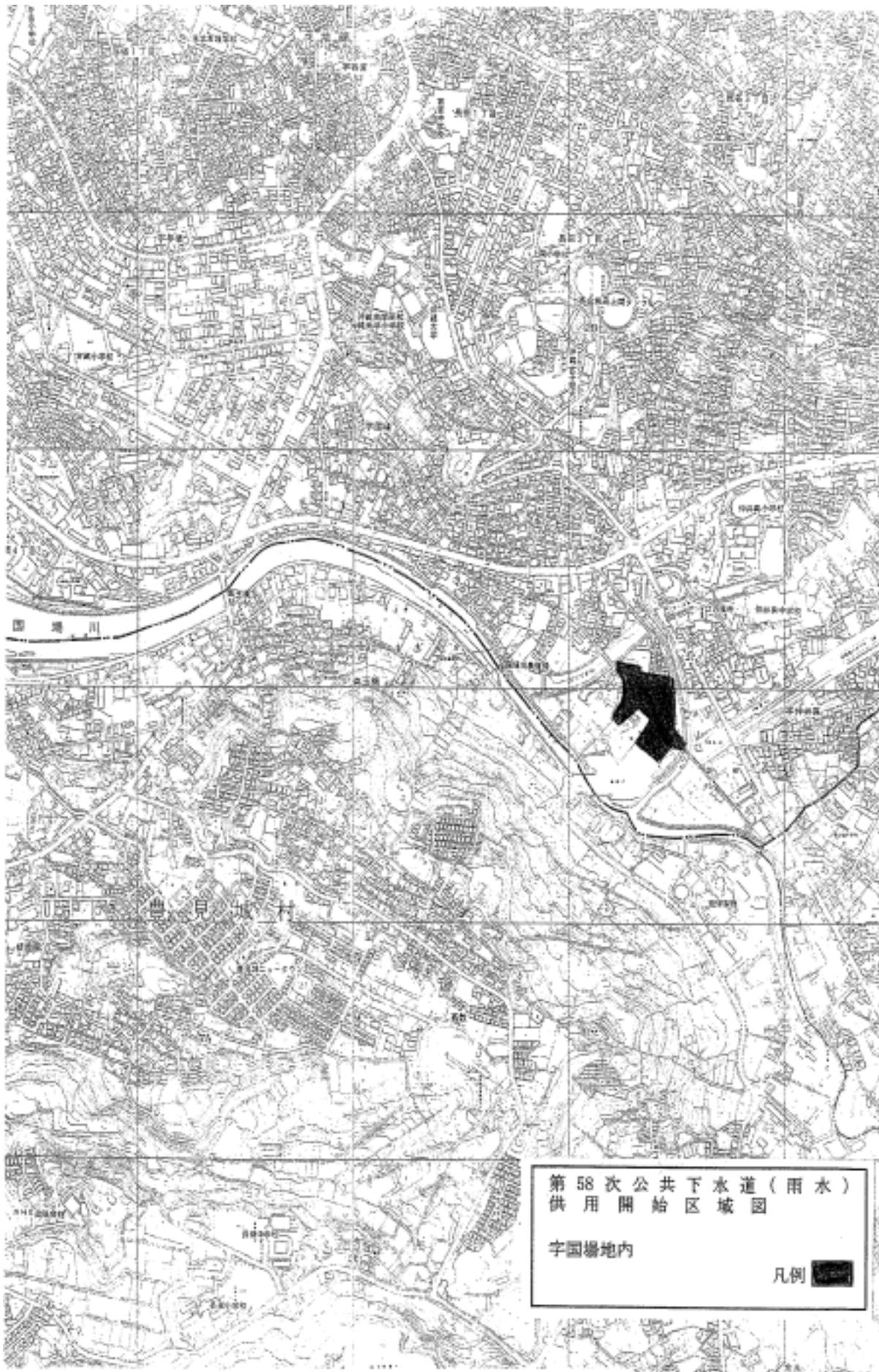
#### 雨水

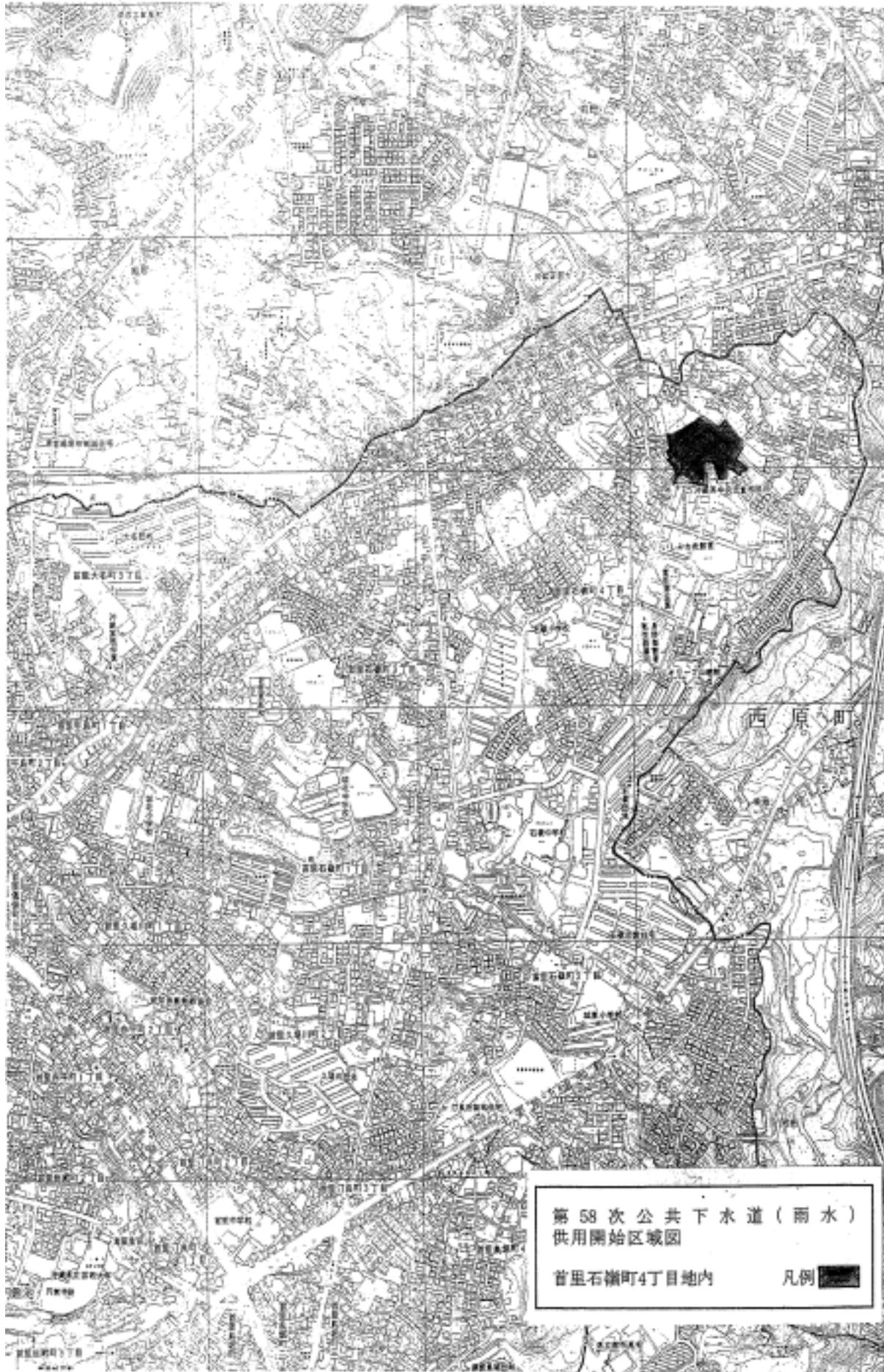
字安謝の一部、安謝 2 丁目の一部、天久 2 丁目の一部、天久 1 丁目の一部、上之屋 1 丁目の一部、おもろまち 3 丁目の一部、おもろまち 2 丁目の一部、おもろまち 1 丁目の一部、銘苅 2 丁目の一部、銘苅 3 丁目の一部、銘苅 1 丁目の一部、牧志 2 丁目の一部、字古島の一部、字国場の一部、字真嘉比の一部、首里石嶺町 4 丁目の一部

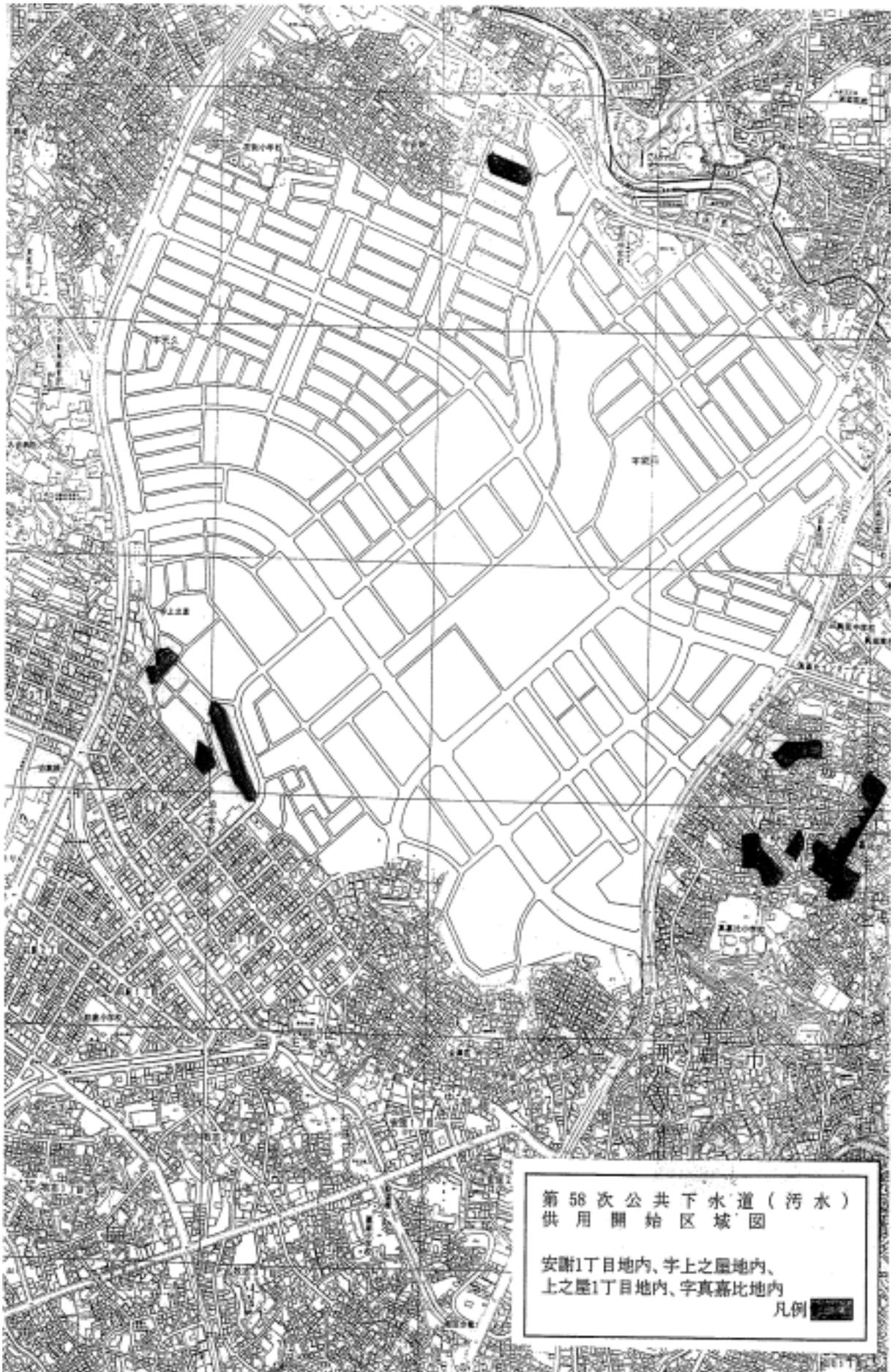
#### 汚水

安謝 1 丁目の一部、字上之屋の一部、上之屋 1 丁目の一部、字真嘉比の一部、首里平良町 1 丁目の一部、首里大名町 3 丁目の一部、首里石嶺町 3 丁目の一部、首里大名町 2 丁目の一部、松島 1 丁目の一部、松島 2 丁目の一部、字古島の一部、字真地の一部、字国場の一部、字仲井真の一部、字小祿の一部、宮城 1 丁目の一部、首里鳥堀町 4 丁目の一部、港町 1 丁目の一部

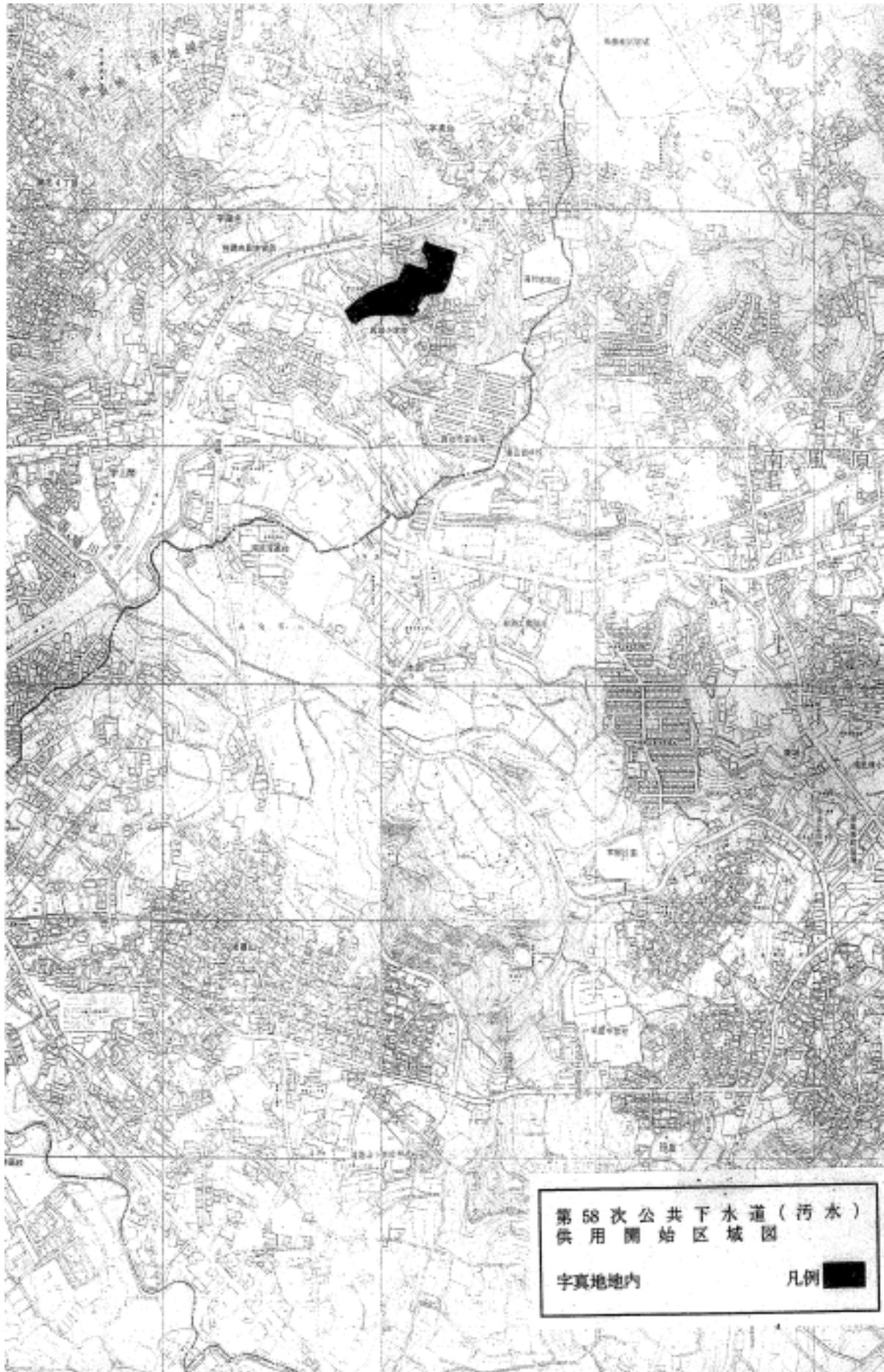
- 3 供用及び処理開始する排水施設の位置  
別紙図示のとおり
  
- 4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式
  
- 5 図面を縦覧に供する場所及び期間  
那覇市 上下水道局 下水道課 ( 銘苅庁舎 3 F )  
平成 1 8 年 3 月 2 7 日から 2 週間
  
- 6 終末処理場の位置  
那覇浄化センター - 那覇市西 3 - 1 0 - 1

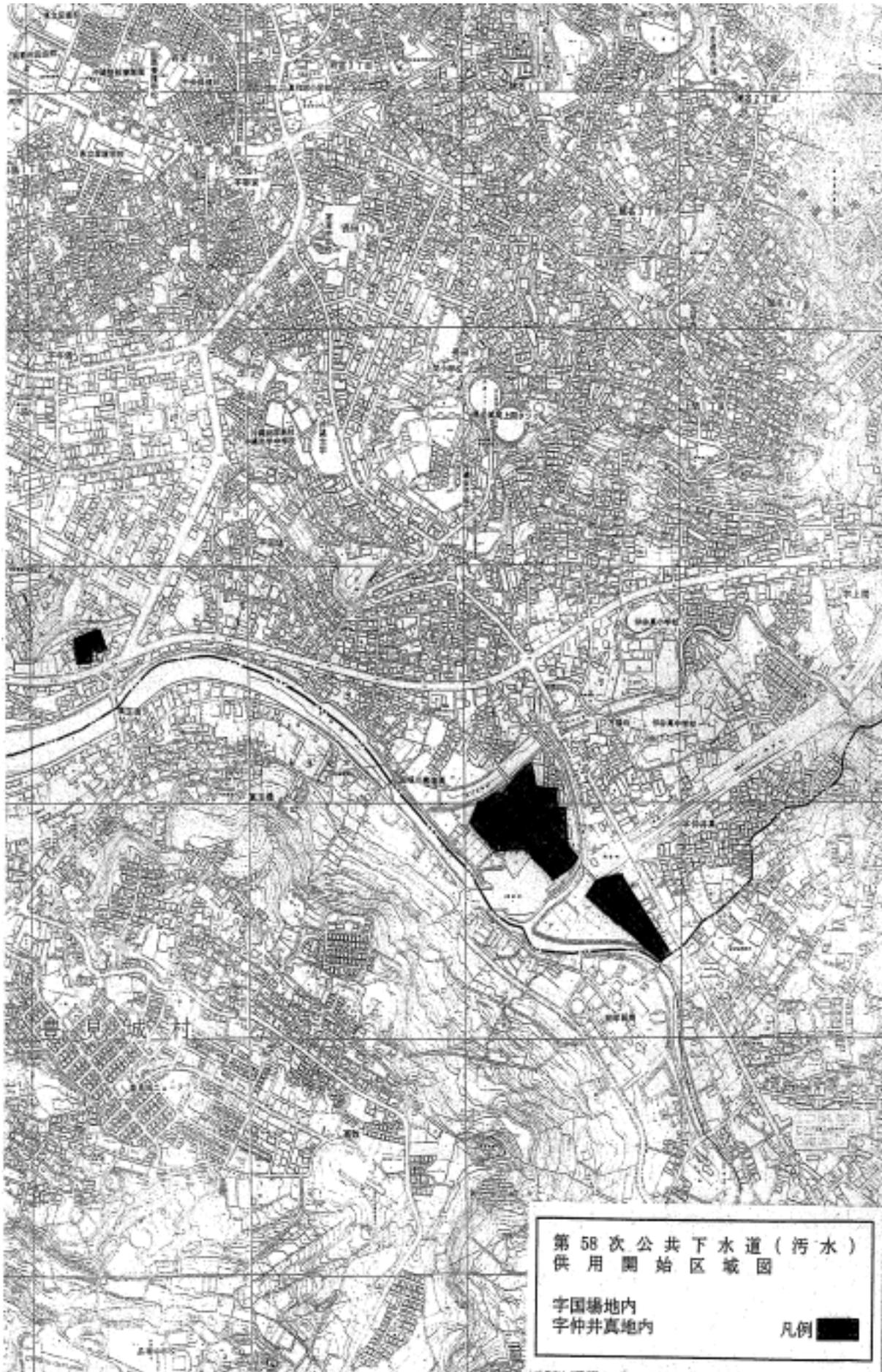


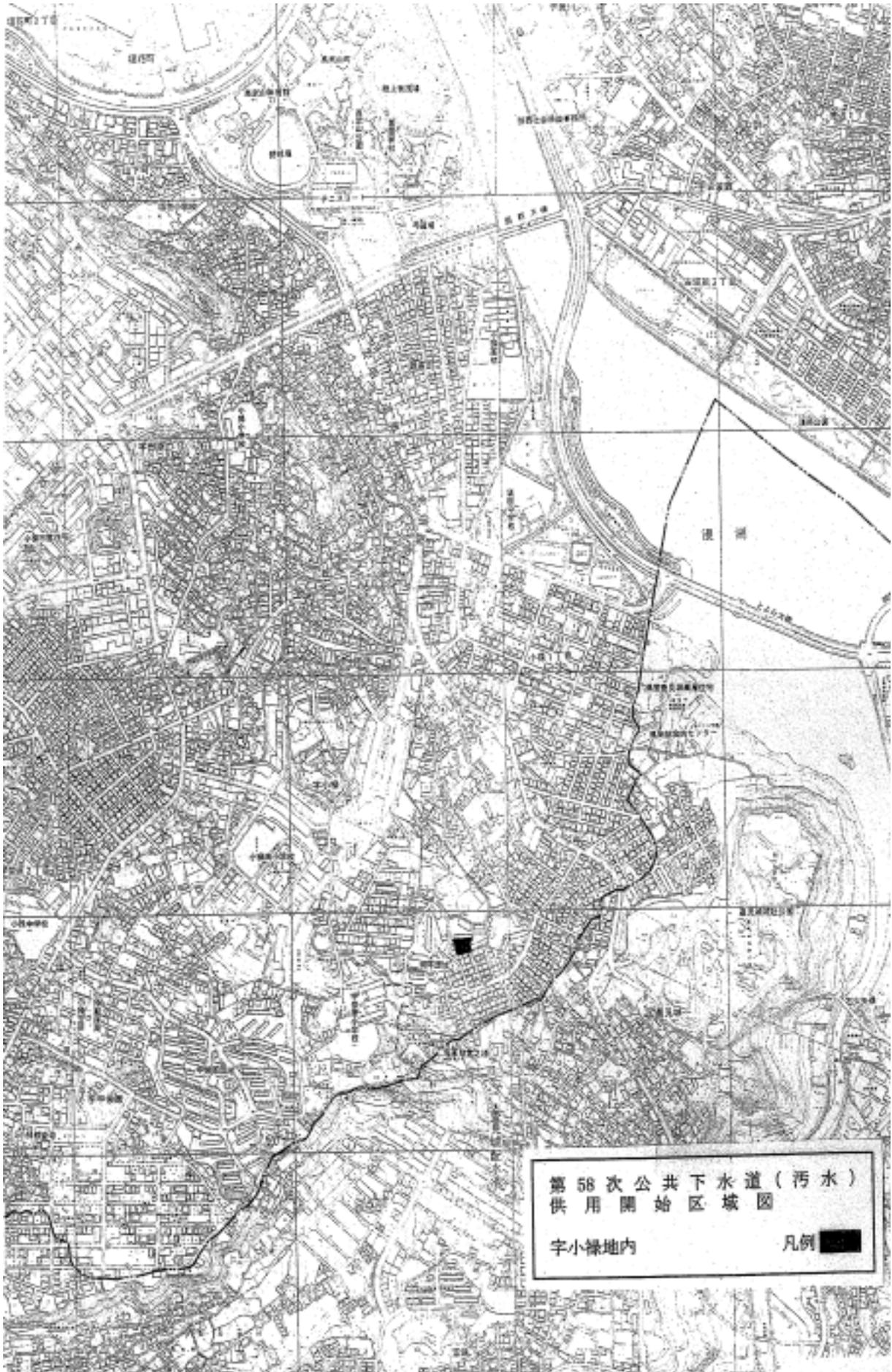




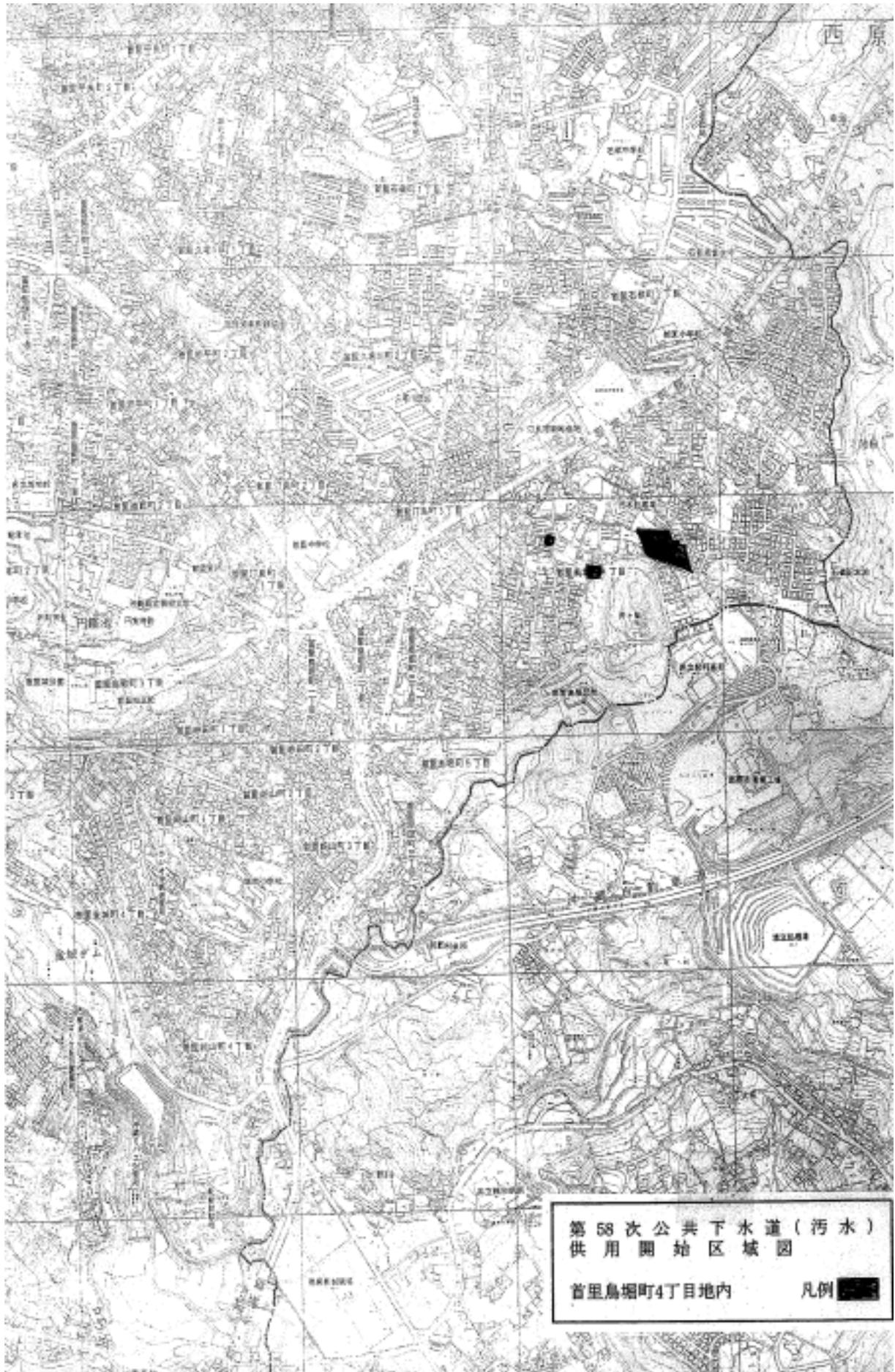


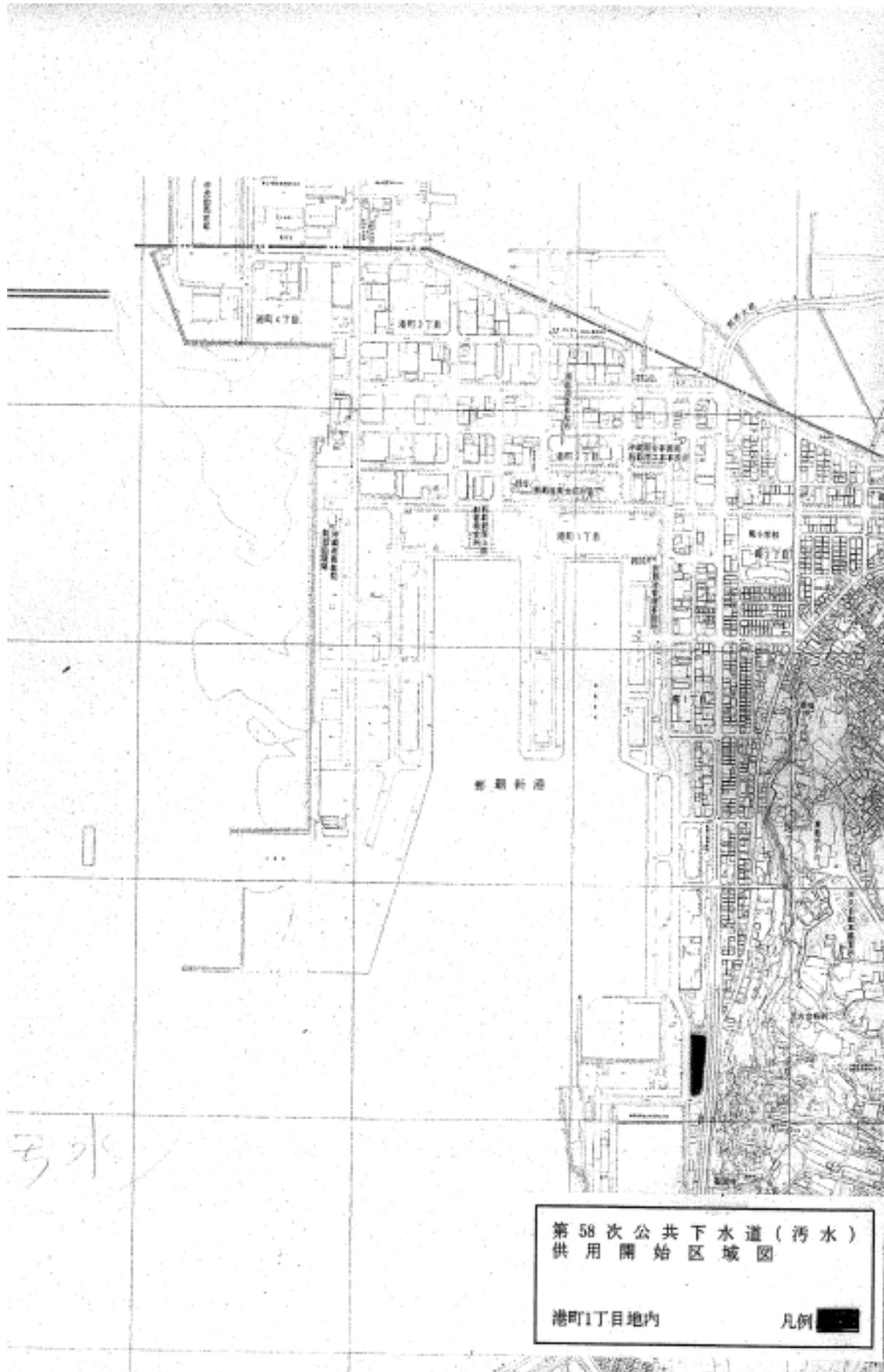


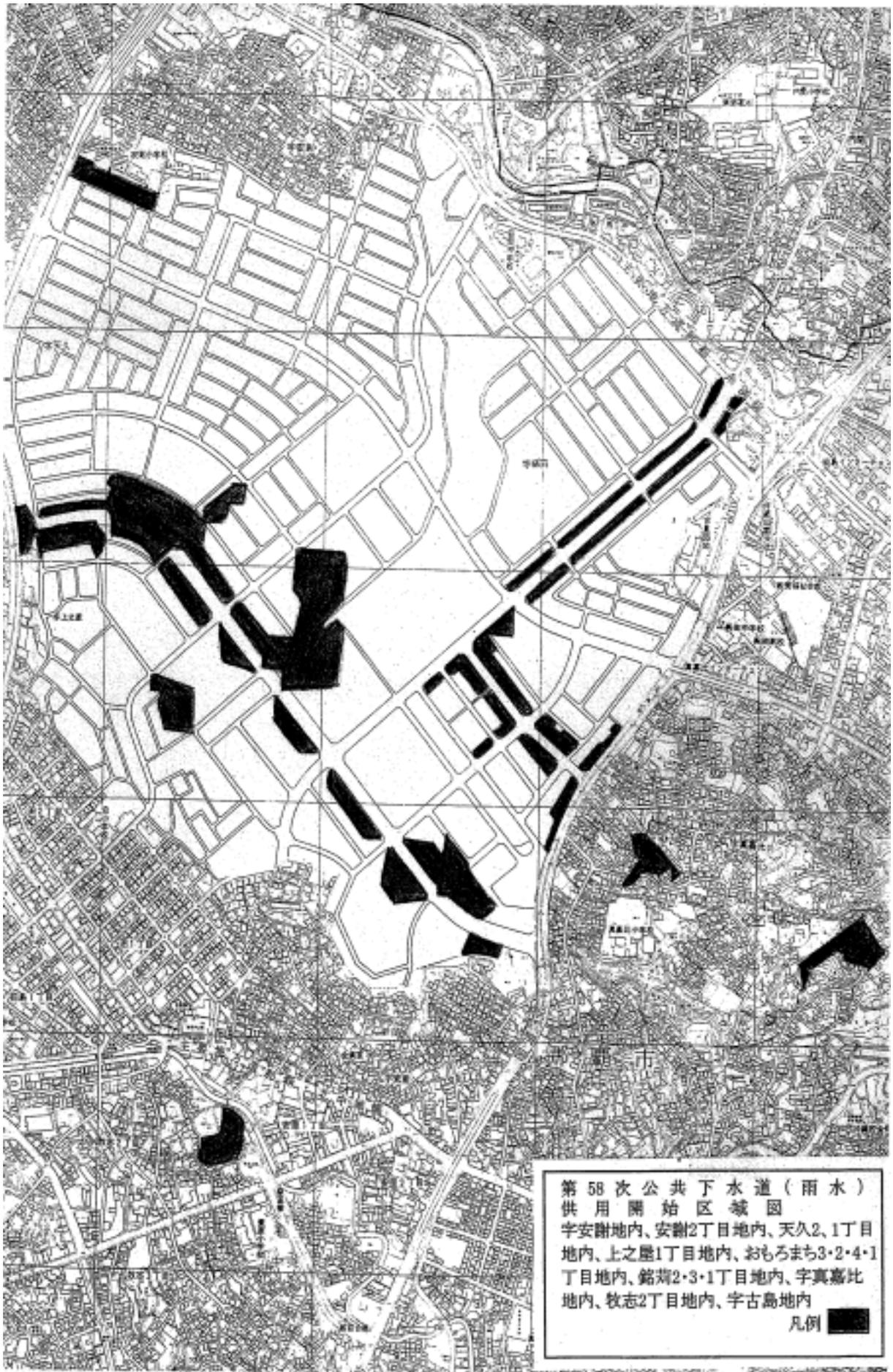












## 那覇市上下水道局告示第 23 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

## 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高嶺 晃

## 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
3 3 2	有限会社大丸設備	浦添市 宮城三丁目 1 2 番 6 号	兼城 聡	平成 1 7 年 1 1 月 2 4 日
3 3 3	株式会社当野土建	那覇市 壺川二丁目 6 番 1 8 号	桃原 芳道	平成 1 8 年 1 月 2 3 日
3 3 4	有限会社 大洋ホームサービス	那覇市 松川三丁目 1 5 番 2 1 号	高江洲 功	平成 1 8 年 2 月 1 5 日
3 3 5	政龍興業	豊見城市 字真玉橋 2 9 9 番地の 1 真玉橋市街地住宅 2 - 6 0 7 号	下里 政彦	平成 1 8 年 3 月 2 8 日

## 那覇市上下水道局告示第 24 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

平成 18 年 (2006 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成 18 年度那覇市水道事業会計予算

## ( 総 則 )

第 1 条 平成 18 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## ( 業 務 の 予 定 量 )

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

( 1 ) 給水戸数	145,000 戸
( 2 ) 年間総配水量	40,405,500m <sup>3</sup>
( 3 ) 一日平均配水量	110,700m <sup>3</sup>
( 4 ) 主要な建設改良事業	
那覇市上下水道局庁舎新築工事	事業費 822,277 千円

## ( 収 益 的 収 入 及 び 支 出 )

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	8,522,629 千円
第 1 項 営業収益	8,412,147 千円
第 2 項 営業外収益	65,629 千円
第 3 項 特別利益	44,853 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	8,296,763 千円
第 1 項 営業費用	7,802,321 千円
第 2 項 営業外費用	423,864 千円
第 3 項 特別損失	50,578 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

## ( 資 本 的 収 入 及 び 支 出 )

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める ( 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,127,166 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 74,746 千円、減債積立金 514,694 千円、建設改良積立金 156,100 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,381,626 千円で補てんするものとする。 )

収 入	
第 1 款 資本的収入	644,903 千円
第 1 項 補助金	285,500 千円
第 2 項 出資金	18,226 千円
第 3 項 固定資産売却代金	10,330 千円
第 4 項 その他資本収入	330,847 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	2,772,069 千円
第 1 項 建設改良費	2,048,318 千円
第 2 項 企業債償還金	514,694 千円
第 3 項 投資	204,056 千円
第 4 項 その他資本的支出	1 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

## (債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
庁舎維持管理業務委託(その1)	平成 19 年度	21,900千円
庁舎維持管理業務委託(その2)	平成 18 年度から平成 19 年度まで	5,349千円
複写機賃借	平成 18 年度から平成 22 年度まで	19,860千円
駐車場管理設備賃借	平成 19 年度から平成 26 年度まで	42,183千円
庁舎ネットワーク保守業務委託	平成 19 年度	616千円
ファイアーウォール保守業務委託	平成 19 年度	284千円
監視センター監視システム保守管理業務委託	平成 19 年度	7,431千円
集中監視センター業務委託	平成 19 年度	23,295千円
配水施設維持管理業務委託	平成 18 年度から平成 19 年度まで	9,433千円
水質検査業務委託	平成 18 年度から平成 19 年度まで	6,119千円

## (予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,297,155 千円  
 (2) 交際費 256 千円

## (たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、44,372 千円と定める。

那覇市上下水道局告示第 25 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

平成 18 年 (2006 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市下水道事業会計予算

( 総 則 )

第 1 条 平成 18 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業 務 の 予 定 量 )

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

( 1 )水洗化戸数	130,700 戸
( 2 )年間総処理水量	33,711,800m <sup>3</sup>
( 3 )一日平均処理水量	92,361m <sup>3</sup>

( 収 益 的 収 入 及 び 支 出 )

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	4,009,779 千円
第 1 項 営業収益	3,385,611 千円
第 2 項 営業外収益	624,166 千円
第 3 項 特別利益	2 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	3,882,964 千円
第 1 項 営業費用	3,073,971 千円
第 2 項 営業外費用	793,834 千円
第 3 項 特別損失	5,159 千円
第 4 項 予備費	10,000 千円

( 資 本 的 収 入 及 び 支 出 )

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 607,455 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 43,564 千円、過年度分損益勘定留保資金 281,997 千円及び当年度分損益勘定留保資金 281,894 千円で補てんするものとする。)

収 入	
第 1 款 資本的収入	2,629,730 千円
第 1 項 企業債	841,200 千円
第 2 項 補助金	852,000 千円
第 3 項 出資金	726,814 千円
第 4 項 他会計からの長期借入金	204,056 千円
第 5 項 その他資本収入	5,660 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	3,237,185 千円
第 1 項 建設改良費	2,133,229 千円

第 2 項 企業債償還金	1,086,756 千円
第 3 項 投資	12,200 千円
第 4 項 予備費	5,000 千円

## (債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道管渠清掃及び調査業務委託	平成 18 年度から平成 19 年度まで	70,000 千円
ポンプ場施設維持管理業務委託	平成 18 年度から平成 19 年度まで	10,650 千円

## (企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 511,200	普通貸借又は証券発行 (登録公債)	年 8 % 以内	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	330,000			

## (一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、600,000 千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 440,038 千円  
(2) 交際費 30 千円

---

---

## 上下水道局公告

---

---

那覇市上下水道局公告第 6 号  
平成 1 8 年 3 月 3 1 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画下水道事業（那覇市公共下水道）の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規程により次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

那覇広域都市計画下水道事業那覇市公共下水道

2 施行者の名称

那覇市

3 縦覧場所及び縦覧期間

( 1 ) 縦覧場所 那覇市上下水道局上下水道部下水道課

( 2 ) 縦覧期間 平成 1 8 年 3 月 3 1 日

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

---

---

## 病院管理規程

---

---

那覇市病院管理規程第 1 1 号  
平成 1 8 年 3 月 3 1 日  
公 布 済

那覇市立病院公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者  
市立病院長 與 儀 實 津 夫

## 那覇市立病院公印規程の一部を改正する規程

那覇市立病院公印規程（平成15年那覇市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「番号」を「号」に、「ミリメートル」を「mm」に改め、同表中7を8とし、2から6までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2	那覇市立病院印	方 12	市立病院名をもってする文書	医事課長	1
---	---------	------	---------------	------	---

別表第2中「1」を「1 2」に、「2 3」を「3 4」に、「4」を「5」に、「5」を「6」に、「6」を「7」に、「7」を「8」に改める。

## 付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

---



---

**病院告示**


---



---

**那覇市病院告示第3号**

平成 1 8 年 4 月 1 日

掲 示 済

## 那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について

医事業務委託に伴う収納事務について地方公営企業法施行令第26条の4第1項により告示する。

那 覇 市 病 院 事 業 管 理 者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 1 委託業務の名称 | 那覇市立病院使用料及び手数料の収納事務          |
| 2 受託者の住所  | 沖縄県宜野湾市普天間1丁目10番8号           |
| 3 受託者の名称  | 有限会社 ベストコレクト 取締役社長 桃原広明      |
| 4 受託期間    | 自 平成18年4月 1日<br>至 平成19年3月31日 |

**那覇市病院告示第4号**

平成 1 8 年 4 月 1 日

掲 示 済

## 那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について

医事業務委託に伴う収納事務について地方公営企業法施行令第 2 6 条の 4 第 1 項により告示する。

那覇市病院事業管理者  
市立病院長 與儀實津夫

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 委託業務の名称 | 那覇市立病院使用料及び手数料の収納事務                        |
| 2 受託者の住所  | 東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地                     |
| 3 受託者の名称  | 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 森 嶷                       |
| 4 受託期間    | 自 平成 1 8 年 4 月 1 日<br>至 平成 1 9 年 3 月 3 1 日 |

---

---

**教育委員会規則**

---

---

那覇市教育委員会規則第 4 号  
平成 1 8 年 3 月 2 7 日  
公 布 済

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会  
委員長 仲村渠良雄

## 那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 7 の規定に基づき、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に委任し、及び補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次の各号に掲げる事務を当該各号に定める者に委任するものとする。

- (1) 学齢児童及び生徒の転学に関する事務の一部 市民文化部長
- (2) 教育委員会の市費負担職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)の給与等に関する事務 総務部長

## ( 補助執行 )

第 3 条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 23 条に基づく教育委員会の職務権限のうち、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる幼稚園に関する事務を市長の補助機関たる助役その他の職員に補助執行させるものとする。

2 別表第 1 に掲げる事務については、那覇市教育委員会局議規程(昭和 61 年那覇市教育委員会教育長訓令第 2 号)に規定する局議及び教育委員会会議に付議するものとする。

3 第 1 項に規定する補助執行をする場合における事務の決裁については、別表第 3 のとおりとする。

4 前項の規定により決裁できない事務については、那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成 3 年那覇市教育委員会教育長訓令第 1 号)の規定を準用する。この場合において、「教育長」とあるのは「助役」と、「部長」とあるのは「部長又は局長」と読み替えるものとする。

## ( 協議 )

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、関係機関の協議により別に定める。

## 付 則

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 那覇市市民文化部長に対する教育事務委任規則(昭和 51 年那覇市教育委員会規則第 8 号)は、廃止する。

## 別表第 1 (第 3 条関係)

## 教育委員会会議に付議する事務

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼稚園の教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。</li> <li>(2) 幼稚園教育の基本方針に関すること。</li> <li>(3) 幼稚園の設置、廃止及び位置の変更に関すること。</li> <li>(4) 幼稚園の予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について、市長に対して意見を申し出ること。</li> <li>(5) 幼稚園の組織及び定数についての基本方針を定めること。</li> <li>(6) 幼稚園の人事に関する一般方針を定めること。</li> <li>(7) 幼稚園の職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)の任免、分限(心身の故障により休職する場合を除く。)及び懲戒に関すること。</li> <li>(8) 幼稚園の職員の研修についての一般方針を定めること。</li> <li>(9) 幼稚園に関する教育委員会の規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。</li> <li>(10) 幼稚園に関する重要事項の告示、指令、申請及び報告に関すること。</li> <li>(11) 幼稚園に関する施設整備の基本計画を定めること。</li> <li>(12) 幼稚園に関する請願、陳情、訴訟及び異議の申立てに関すること。</li> </ul> |
|---|

## 別表第 2 (第 3 条関係)

## 教育長の権限に属する事務

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼稚園の経営、教育課程及び教育内容の指導助言に関すること。</li> <li>(2) 幼稚園に係る財産(用地に関するものを除く。)の管理に関すること。</li> </ul> |
|---|

- (3) 幼稚園の職員の人事に関する事。
- (4) 幼児の入園、転園及び退園に関する事。
- (5) 幼稚園の預かり保育に関する事。
- (6) 幼稚園の組織編成及び保育内容に関する事。
- (7) 幼稚園の教材等の取扱いに関する事。
- (8) 幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- (9) 幼稚園の職員の研修に関する事。
- (10) 幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- (11) 幼稚園の環境衛生に関する事。
- (12) 幼稚園の調査及び統計に関する事。
- (13) その他幼稚園の管理に関する事。

## 別表第3 (第3条関係)

## 補助執行をする場合における事務の決裁

事 項		決裁者
幼稚園の教育上の指導及び助言の実施に関する事。	重要	局長
	軽易	課長
幼稚園の教育課程の届出及び教育計画の報告の処理に関する事。		課長
校外行事の承認に関する事。		課長
園長連絡会に関する事。		課長
幼稚園教諭の研修に関する事。	重要	局長
	軽易	課長
幼稚園の環境衛生及び保健衛生の調査に関する事。		課長
幼児の災害事故及び伝染病の報告に関する事。		課長
幼稚園の保健及び衛生に係る事項の処理に関する事。	重要	局長
	軽易	課長
日本体育・学校健康センターに係る事項の処理に関する事。	重要	局長
	軽易	課長
幼稚園教諭の7日を超える有給休暇及び職務専念義務の免除の承認に関する事。		課長
幼稚園教諭に係る育児休業に関する事。		課長
幼稚園教諭に係る心身の故障による休職の承認に関する事。		部長
幼稚園教諭の住所、氏名、資格その他の履歴事項の変更届出に関する事。		課長

那覇市教育委員会規則第5号  
平成18年3月27日  
公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会  
委員長 仲村渠良雄

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1生涯学習部に関する事項の総務課の項中「(幼稚園教諭を除く。)」及び「給与、」を削り、同表同事項に備考として次のように加える。

備考 この表における分掌事務については、幼稚園に関する事務を除く。ただし、施設管理課の項の第7号については、幼稚園を含む。

別表第1学校教育部にに関する事項中

「 を

学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の経営に関する指導助言に関すること。</li> <li>2 教育課程及び教育内容の指導助言に関すること。</li> <li>3 学校教育に関する企画、調査及び研究に関すること。</li> <li>4 教科領域研究団体の助成に関すること。</li> <li>5 教科用図書採択に関すること。</li> <li>6 就学指導委員会に関すること。</li> <li>7 学校教育実習に関すること。</li> <li>8 学校の設置及び廃止に関すること。</li> <li>9 幼稚園の制度に関すること。</li> <li>10 県費負担教職員及び幼稚園教諭の免許、任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱いに関すること。</li> <li>11 幼稚園教諭の勤務条件に関すること。</li> <li>12 県費負担教職員及び幼稚園教諭の福利厚生及び公務災害に関すること。</li> <li>13 県費負担教職員及び幼稚園教諭の研修に関すること。</li> <li>14 校長連絡協議会、教頭連絡会及び園長連絡協議会に関すること。</li> <li>15 学校保健に係る調査、研究及び統計並びに計画及び実施に関すること。</li> <li>16 教職員、児童、生徒及び幼児の健康診断に関すること。</li> <li>17 学校結核対策委員会に関すること。</li> <li>18 学校環境の衛生管理に関すること。</li> <li>19 学校安全(スクールゾーン等を含む。)及び日本体育・学校健康センターに関すること。</li> <li>20 所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関すること。</li> <li>21 学校教育部に係る総合調整に関すること。</li> </ol>
-------	--

- |                  |
|------------------|
| 22 部内の他課に属しないこと。 |
| 23 課内庶務に関すること。   |

「

」に、

学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の経営に関する指導助言に関すること。</li> <li>2 教育課程及び教育内容の指導助言に関すること。</li> <li>3 学校教育に関する企画、調査及び研究に関すること。</li> <li>4 教科領域研究団体の助成に関すること。</li> <li>5 教科用図書採択に関すること。</li> <li>6 就学指導委員会に関すること。</li> <li>7 学校教育実習に関すること。</li> <li>8 学校の設置及び廃止に関すること。</li> <li>9 県費負担教職員の免許、任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱いに関すること。</li> <li>10 県費負担教職員の福利厚生及び公務災害に関すること。</li> <li>11 県費負担教職員の研修に関すること。</li> <li>12 校長連絡協議会及び教頭連絡会に関すること。</li> <li>13 学校保健に係る調査、研究及び統計並びに計画及び実施に関すること。</li> <li>14 教職員、児童及び生徒の健康診断に関すること。</li> <li>15 学校結核対策委員会に関すること。</li> <li>16 学校環境の衛生管理に関すること。</li> <li>17 学校安全(スクールゾーン等を含む。)及び日本体育・学校健康センターに関すること。</li> <li>18 所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関すること。</li> <li>19 学校教育部に係る総合調整に関すること。</li> <li>20 部内の他課に属しないこと。</li> <li>21 課内庶務に関すること。</li> </ol>
-------	--

「

」を

学務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学務に関する企画、調査及び研究に関すること。</li> <li>2 児童、生徒及び幼児の就学及び就園に関すること。</li> <li>3 通学通園区域の設定及び改廃に関すること。</li> <li>4 在籍調査及び学校基本調査に関すること。</li> <li>5 教科用図書の無償給与に関すること。</li> <li>6 保育料、入園料及び預かり保育料に関すること。</li> <li>7 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に関すること。</li> <li>8 特殊学級就学奨励費及び幼稚園就園奨励費に関すること。</li> <li>9 学校物品の調達及び管理(備品台帳整備を含む。)に関すること。</li> <li>10 学校事務処理体制の再構築に関すること。</li> <li>11 課内庶務に関すること。</li> </ol>
-----	--

」

学務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学務に関する企画、調査及び研究に関すること。</li> <li>2 児童及び生徒の就学に関すること。</li> <li>3 通学区域の設定及び改廃に関すること。</li> <li>4 在籍調査及び学校基本調査に関すること。</li> <li>5 教科用図書は無償給与に関すること。</li> <li>6 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に関すること。</li> <li>7 特殊学級就学奨励費に関すること。</li> <li>8 学校物品の調達及び管理(備品台帳整備を含む。)に関すること。</li> <li>9 学校事務処理体制の再構築に関すること。</li> <li>10 課内庶務に関すること。</li> </ol>
-----	--

改め、同表同事項に備考として次のように加える。

備考 この表における分掌事務については、幼稚園に関する事務を除く。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**那覇市教育委員会規則第6号**

平成18年3月27日

公 布 済

臨時教育職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会  
委員長 仲村渠良雄

**臨時教育職員に関する規則の一部を改正する規則**

臨時教育職員に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「学校教育課長」を「教育長」に改める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 那覇市教育委員会規則第7号

平成18年3月27日

公 布 済

那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会  
委員長 仲村渠良雄

## 那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会公印規則（平成10年那覇市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

<p>那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印 こどもみらい局用</p>	方21	<p>幼稚園に勤務する職員の休業及び幼稚園に勤務する臨時・非常勤職員の任免の辞令、幼稚園に勤務する職員の勤務並びに共済及び社会保険等に関する文書及び諸証明、幼稚園に関する調査文書及び保育料減免決定通知書等</p>	こどもみらい課長	こどもみらい課
---	-----	--	----------	---------

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号

平成18年3月24日

施 行 済

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会  
教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会文書取扱規程（平成 9 年那覇市教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第57条中「歴史資料室長」を「歴史博物館長」に、「歴史資料室」を「歴史博物館」に改める。

付 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第 2 号  
平成 1 8 年 3 月 2 7 日  
施 行 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会  
教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程（平成 3 年那覇市教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 総務課の項中、「（幼稚園教諭を除く。）」を削る。

同表の学校教育課の項中

「	校長連絡会、教頭連絡会及び園長連絡会に関する事	課長	を
」			に、
「	校長連絡会及び教頭連絡会に関する事	課長	
」			を
「	別表第 2 の共通決裁事項以外の市費負担職員の有給休暇及び職務専念義務の免除の承認のうち、幼稚園教諭に関する事	課長	
」	（ただし、7 日を超えるもの）		
「	県費負担教職員に係る育児休業内申に関する事	課長	
」			

「	県費負担教職員に係る育児休業内申に関する事	課長	に、
」			
「	幼稚園教諭に係る育児休業に関する事	課長	を
」			
	幼稚園教諭に係る心身の故障による休職の承認に関する事	部長	
	県費負担教職員に係る臨時的任用の内申に関する事	課長	
	幼稚園教諭の住所、氏名、資格その他の履歴事項の変更届出に関する事	課長	
「	県費負担教職員に係る臨時的任用の内申に関する事	課長	に、
」			
「	幼児、児童及び生徒の災害事故及び伝染病の報告に関する事	課長	を
」			
「	児童及び生徒の災害事故及び伝染病の報告に関する事	課長	に
」			

改める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第1号  
平成18年4月3日  
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 瀬良垣 武安

- 1 登録抹消者 登録抹消者リスト(選挙管理委員会にて保管)のとおり
- 2 登録抹消条件 平成17年11月1日から同年11月30日までに転出した者及び職権消除された者
- 3 登録抹消者数 826名(男449名 女377名)

那覇市選挙管理委員会告示第3号  
平成18年4月3日  
掲 示 済

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第1項の規定に基づき農業委員会委員の解任請求に要する数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 瀬良垣 武安

農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1以上の数 244人

## 公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号  
平成18年4月4日  
公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安次 富 哲 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「副参事」を「副参事 局長」に、「室長」を「室長 館長」に改め、同表教育委員会の項中「総務課組織定員担当主査 総務課給与担当主査」を「総務課組織定員担当主査」に改め、同表備考第13号中「那覇市壺屋焼物博物館条例」を「那覇市立壺屋焼物博物館条例」に、「那覇市壺屋焼物博物館」を「那覇市立壺屋焼物博物館」に改める。

付 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第1号  
平成18年3月31日  
施 行 済

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市福祉事務所長 与 儀 弘 子

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程（昭和54年那覇市福祉事務所訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中副部長の専決事項中第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法第21条の25第1項に規定する障害福祉サービスの措置に関する  
こと。

同項中第2号を第3号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第6号を次のように改める。

(7) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条に規定する障害福祉サービス、入所等の措置に関する  
こと。

同項第7号中「第1項及び第49条の2第1項」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第8号を削り、同項第9号中「第19条の7ただし書及び」を削り、同項中第11号の次に次の2号を加える。

(12) 知的障害者福祉法第15条の32第1項に規定する障害福祉サービスの措置に関する  
こと。

(13) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条に規定する自立支援医療費の支給認定等に関する  
こと。

同項中第12号を第14号とする。

別表中障害福祉課長の専決事項第2号中「第21条の10第4項」を「第21条の25第2項」に改め、「の措置」を削り、同項中第3号の次に次の1号を加える。

(4) 身体障害者福祉法第18条第2項に規定する日常生活用具の給付等に関する  
こと。

同項中第4号を第5号とし、第5号を第6号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第4条に規定する身体障害者手帳の申請に関する  
こと。

同項中第7号を次のように改める。

(9) 知的障害者福祉法第15条の32第2項に規定する日常生活用具の給付等に関すること。

同項中第8号を第10号とし、第9号中「の2」を削り、同号を同項第11号とし、同項中第10号を第12号とし、同号の次に次の4号を加える。

(13) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号に基づく療育手帳の申請に関すること。

(14) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の規定により市の事務とされているものに関すること(副部長の専決事項第13号に規定する事項を除く。)

(15) 難病患者等居宅生活支援事業の実施について(平成8年厚生省健医発第799号)に基づく難病患者等日常生活用具給付事業に関すること。

(16) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について(平成17年厚生労働省雇児発第0221002号)に基づく小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に関すること。

同項中第11号を第17号とし、第12号を第18号とし、第13号を第19号とする。

#### 付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。